特220
453

0030995000

0030995-000

特２２０－４５３

税法令集

税法令集刊行会・編

森山書店

別輯

昭和１４

AEB

特220
453

局税主省蔵大

平良泉小・登 柳・助之

修 監 雄保木鈴・一弓

税法令集

別 輯

◉國税税率一覽表

◉國 税 納 期 限 月別表及官制

═税法令集刊行會編═

東京 森 山 書 店 發行

特220
453

大藏省主税局
吉田鹿之助・小泉平三郎・柳堂・鈴木保雄・藤井弘水 共著

税法令集

別輯

◉國税税率一覧表
◉國税納期限月別表及官制

税法令集刊行會編
東京 森山書店 發行

本書の監修に付て

我國内國稅關係法令は近年著しい發達を遂げ、特に昭和十二年以降に於ては數次に亙つて增稅が行はれた結果稅法令にして創設又は改正されるものが多數に上り、漸く其の複雜性が顯著になつて來たかに考へられる。卽ち其の創設又は改正されたもの〻中主なるもの〻みでも、臨時租稅增徵法、北支事件特別稅法（現在は既に廢止）、支那事變特別稅法（租稅增徵の外利益配當稅、公債及社債利子稅、通行稅、入場稅、特別入場稅、物品稅、建築稅、遊興飮食稅等の新稅を規定）、法人資本稅法、外貨債特別稅法、有價證券移轉稅法、揮發油稅法等の創設、臨時利得稅法の改正及臨時租稅措置法の創設、改正等がある、而して此等の新法の中創設されたものは其の大部分が臨時的のものであるが、中には法人資本稅法、有價證券移轉稅法、揮發油稅法等の如く恒久的の性質を有すと考へられるものもある、また其の臨時的のもの〻中に在つても各種新稅に關しての規定のやうに單行稅法と餘り異らないやうな

本書の監修に付て

官費を有してゐるものもあれば、税額の増徴等に關する規定のやうに其の各々の基本税法に對して所謂二階建、三階建の關係に立つてゐるものもあるといふ具合で、其の全體を通じて著しく複雑多岐なものとなつたのである。然し之は最近に於ける我國内外の緊迫した情勢に對應する爲の莫多重要國策の遂行、特に支那事變の經費に充てる爲に行はれた、相次での增税の結果に因るものであつて眞に已むを得ざるものであつたが、之れが爲に其の執行に當る官廳や、租税を負擔する納税者の税法令理解の爲に拂はれる一段の努力が想像される。されば此等税法令の周知方に關しては、其の創設、改正の都度公私の機關又は其の途の權威ある專門家達に依つて講演、解説書又は法規集の刊行等が殆んど缺くる所がないと思はれる迄に行はれてゐるのであるが、猶ねて諸々、税法令の執行に携つて居る人々其の他の實際家が、其の自己の擔當してゐる事務若は業務に直接必要な面のみを集錄し、携帶にも便利なやうに工夫した税法令集の如きものがあればと云ふ希望が、其の途の人々にあることを聞かされてゐたのであつた。たまたま森山書店内税法令集刊行會から斯る希望を出來るだけ採り入れた

税法令集を調製したからとて之が監修の依頼を受けたので、自分どもとしても、其の必要性を感じてゐた折柄であつたので之をお引受したのであつた。然し監修と云つてもそれに專當な時日を費すことは出來ないので、休日等の内で僅かな餘暇を割いて之に當つたのであるが、前に述べた本書が刊行される趣旨を實現する爲には充分考へを廻し、力を加へた心算である。されば本書が聊かたりとも税務專門家又は納税者各位の實務上の利便に資し、併せて一般の税法知識普及の一助ともなれば監修者としても甚だ幸ひとするところである。

昭和十四年六月

大藏省主税局
吉田鹿之助
柳　登
小泉良平
清水弘一
鈴木保雄

刊行の辞

◇本書は、諸況複雑な内国税に関する総ての現行法規を小冊の六冊に分つて蒐集し、各冊には蒐集した法令の目次、標定事項の索引をも添出したものでありまして、其の冊書とするところは、税務官吏、納税者各位の税法令の研究と、業務上の参考に便し尚其の他一般の税法知識の普及に資せんとするにあります。

◇本書は直接税前編、直接税後編、間接税前編、間接税後編、徴収及訴訟編、会計及雑有財産編の六冊と雑税々率一覧表等を掲載した別冊から成り、これ等各編に収めた法令中其の主なるものを掲ぐれば左の通りであります。

直接税前編　所得税、営業収益税、資本利子税、臨時利得税、利益配当税、公債及社債利子税、外貨債特別税、法人資本税、有価証券移転税、兌換銀行券発行税

関係法令其の他各種の臨時的法令、固定資産償久年数及減価償却歩合表

国税関係法令　地租、相続税、営業税、通行税、登録税、地方税関係法令其の他各種の臨時的法令

国税関係法令　酒造税、酒精及酒精含有飲料税、麦酒税、酒税戻免税、酒母、醪、及麹取締、清涼飲料税、印紙税、入場税、特別入場税、物品税関係法令其の他各種の臨時的法令

国税関係法令　塩専売法、塩専売特別税法、織物消費税、砂糖消費税、骨牌税、取引所税、外地間接国税犯則者処分関係法令其の他各種の臨時的法令

国税関係法令　塩及樟脳専売法、間接国税犯則者処分関係法令、訴願行政裁判関係法令

会計及国有財産関係法令其の他官制等

国税関係法令　国税徴収法、国税滞納処分法、国税滞納期限月別表及官制

◇各編に所載の法令は昭和十四年六月一日現在に於て公布施行されてゐる内国税関係法令のみを網羅し、特に臨時税法等で各基本税法に対して所謂二階

三階の関係にある規定は、之を各基本税法中に繰込み掲載し、尚其のほか新に廃止された北支事件特別税法も収載（直接税前編）して、読者の研究に便しました。

◇各編とも其の巻頭に編中に集録した法令、勅令、省令の目次及法令の各箇に規定する事項の索引を掲記し、尚其の目次には当該法令の在る頁数の見出しを附し、事項の索引は当該文の標題をも記載して五十音順に配列掲記しました。また集録した法令本文中に引用されてゐる法令にも法文の標題とゴジツク活字にて表はしたほか参照すべき他の法令の在る場合には、その法令名及条文を明記して、読者の研究と利用に資することに致しました。

◇編成として各税毎に、納期一覧表等を編輯し、読者の必要に応じて其の編に集録なき租税の税率、納期等に付ても之を一覧し得る途を設けました。

◇本書は読者の職務其の他業務上の参考に供する為め携帯に便する様にと考慮しました。また之を各編に分ちましたのは読者に其の必要な編のみを購読して頂き以て読者の経済の負担を省きたい考へからでもあります。

◇本書刊行の内容の正確を期する爲、特に編輯上周到な注意を拂ひ、大藏財務協會から發行せられてゐる租稅法規類纂其の他法令輯覽等を參照したほか、この途の專門家である大藏書主稅局吉田應之助、鈴木保雄（直接稅前編）柳登（直接稅後編）小泉良平（間接稅前編同後編）清水弘一（徵收及訴願訴訟編、會計及國有財產編、別編）諸氏の懇切な監修を經て其の完璧を期した次第であります。

昭和十四年六月

森山書店內
稅法令集刊行會

稅法令集（別輯）
國稅稅率一覽表、國稅納期限月別表及官制

目次

稅率一覽

○所得稅……一
第一種所得稅……一
第二種所得稅……四
第三種所得稅……六
（一）山林、一時原給及退職給與以外ノ所得ニ對スルモノ……九
（二）山林ノ所得ニ對スルモノ……一二
（三）一時原給及退職給與ノ所得ニ對スルモノ……二〇
○營業收益稅……二二

○資本利子稅……二二
○臨時利得稅……二二
○利益配當稅……二三
○公債及社債利子稅……二四
○外貨債特別稅……二六
○法人資本稅……二六
○有價證券移轉稅……二七
○免換銀行券發行稅……二七
○地　租……二八
○相　續　稅……二八
家督相續……二八
財產相續……二八
○營業稅……二八
○遊興飲食稅……三三
○入場稅……三四
○特別入場稅……三五
○物品稅……三五
○織物消費稅……三六
○砂糖消費稅……三六
○印紙稅……三七
○清涼飲料稅……三七
○麥酒稅……三七
○酒精及酒精含有飲料稅……三八
○酒造稅……三八
○通行稅……三九
○登錄稅……三九

目次

○骨牌稅……七九
○取引所稅……七九
○狩獵免許稅……八一

納期一覽

○國稅納期限月別表……八三

官制（抄）

○稅務監督局名稱位置及管轄區域表……八九
○稅務署名稱位置及管轄區域表……九〇
　稅務署名稱位置及管轄區域表ノ署名索引……九〇
　稅務署名稱位置及管轄區域表……一〇八
○大藏省主稅局分掌事務一覽……卷末
○稅務監督局及稅務署分掌事務一覽……卷末

國稅稅率一覽表

所得稅

第一種所得表

區分	種別	所得稅法稅率	臨時租稅增徵法增徵額	支那事變特別稅法增徵額
甲 普通所得	一、所得稅法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人	百分ノ五	同上稅率百分ノ五ヲ百分ノ十トシタル場合ノ差增額	臨時租稅增徵法ノ規定ニ依リ所得稅法第二十一條ニ規定スル稅率百分ノ五ヲ百分ノ十トシタル場合ノ差增額
	二、所得稅法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザル法人	百分ノ十	同上稅率百分ノ十ヲ百分ノ二十トシタル場合ノ差增額	臨時租稅增徵法ノ規定ニ依リ所得稅法第二十一條ノ二ノ規定ニ依リ算出シタル金額ノ百分ノ八十三・七五ニ相當スル金額ヲ加算シタル金額ノ百分ノ五十
	三、同族會社ニ	第二十一		

国税税率一覧表

	乙 超過所得
所得税ニ附加スル加算税	一、普通所得金額中資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル二、同百分ノ二十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額
俸ノ二ニ依リ算出シタルモノ	百分ノ四
前項ノ増税ニ相當スル加算税（普通所得及超過所得ニ對スル一般ノ所得税ニ對スル加算税ニ於テハ普通所得ニ對スル一般ノ所得税額ニ超過所得ニ對スル一般ノ所得税額ヲ合算シタル税額ヲ控除シタル増税額ヲ以テ其ノ増税額トス）	
所得税法第二十一條ニ規定スル税率ヲ以テ算出シタル税額ニ相當スル税額	百分ノ十

	丙 清算所得
三、同百分ノ三十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額	一、積立金又ハ其ノ他ノ法律ニ依リ所得税ヲ課セラレザル所得ヨリ成ル金額
百分ノ二十	百分ノ五
	二、其ノ他ノ金額
	百分ノ十

備考

一、法人ガ各事業年度ニ於テ納付シタル所ニ依リ當該事業年度ノ前一箇年度ノ前レタル第二種ノ所得ニ對スル所得税額ヨリ之ヲ控除ス

國税税率一覧表

	丙 清算所得
同上税率百分ノ五ヲ百分ノ十トシタル場合ノ差増額	同上税率百分ノ十ヲ百分ノ二十トシタル場合ノ差増額
臨時利益金額ヲ控除シタル金額ノ合計金額ヲ超ユル金額	臨時利益金額ニ相當スル所得税額ノ增加ヲ控除シタル金額ノ百分ノ五十ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額

備考

一、法人ガ各事業年度ニ於テ納付シタル所ニ依リ當該事業年度ノ前一箇年度ノ前レタル第二種ノ所得ニ對スル所得税額ヨリ、清算中ニ於テ納付シタル所得税額ヘ命令ノ定ムル所ニ依リ當該清算所得ニ對ス

二、昭和十二年三月三十一日以前ニ事業年度終了及解散又ハ合併ニ因ル所得稅ニ付テハ所得稅法ニ依ル稅率ヲ適用ス

三、昭和十二年四月一日以後昭和十三年三月三十一日以前ニ事業年度終了及解散又ハ合併ニ因ル所得ニ付テハ臨時租稅增徵法ノ增徵稅額ニ依ル

四、法人ノ昭和十三年四月一日以後ニ終了スル各事業年度分ノ所得ニ對スル所得稅ニ付テハ北支事件特別稅中ノ第二種所得稅ヲ納ムル者ノ所得特別稅ハ之ヲ第二種ノ所得ニ對スル所得稅ト看做シ所得稅法第二十一條第二項及第三項ノ規定ヲ適用ス

第二種所得稅

第二種甲及乙ノ所得ニ對スル所得稅ニ付テハ所得稅法第二十二條第一項及臨時租稅增徵法第五條ノ規定ニ拘ラズ支那事變特別稅法ノ稅率ニ依ル

所得稅法			臨時租稅增徵法增徵			支那事變特別稅法增徵		
區分		稅率	區分		稅率	區分		稅率
甲	公債ノ利子	百分ノ四	甲	國債ノ利子	百分ノ二	甲	國債ノ利子 利率年四分以下ノモノ	百分ノ二
				國債以外ノ公債ノ	百分ノ六		利率年四分ヲ超ユルモノ 國債以外ノ公債	百分ノ二・五
	其ノ他	百分ノ五	乙	其ノ他	百分ノ十	乙	其ノ他	百分ノ十二・五
乙	施行地外居住者ガ施行地内法人ヨリ受クル利益ノ配當、賞與	二萬圓以下ノ金額ニ百分ノ五、二萬圓ヲ超ユル十萬圓ニ百分ノ十、十萬圓ヲ超ユル金額ニ百分ノ二十						
丙	一時恩給又ハ之ニ類スル退職給與							

備考

一、信託會社ガ其ノ引受ケタル貸付信託ノ信託財産ニ付納付シタル第二種ノ所得ニ對スル所得稅額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該貸付信託ノ利益ニ對スル所得稅額ヨリ之ヲ控除ス

ル北支事変期ノ昭和十三年四月一日以後ニ走ル貸付信託ノ所得ニ付テハ所得税法第二十二条第二項及所得税法第三十二条第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ所得ニ付テハ所得税法第十一条ノ二第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ所得ニ付テハ所得税法第十一条ノ二第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ所得ニ付テハ所得税法第十一条ノ二第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ所得ニ付テハ所得税法第十一条ノ二第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ所得ニ付テハ

第三種所得者

(一) 山林ノ伐採又ハ譲渡ニ因リ生ズル所得ニ課スルモノ

区分	所得金額	所得税法税率			法人税法税率			(法人ニ係ル法人税ニ付テハ二百分ノ二十三ニ相当スル金額ヲ加算シタル金額ノ百分ノ五)
		税率	税額		税率	税額		
千円	千円 1,000	%	円	銭	%	円	銭	(省略) 円 10 00
千二百円以下	1,100	0.5	5	00	1	11	00	10 50
千二百円ヲ超ユルモノ	1,200	2	24	00	2.5	30	00	25 50
千五百円ヲ超ユルモノ	1,500	3	45	00	3.5	52	50	43 50
	2,000	4	80	00	4.5	90	00	76 50
二千円ヲ超ユルモノ	2,100	4.5	94	50	5	105	00	89 25
	2,200	4.5	99	00	5	110	00	93 50
	2,300	4.5	103	50	5	115	00	97 75
	2,400	4.5	108	00	5	120	00	102 00
	2,500	4.5	112	50	5	125	00	106 25
	2,600	4.5	117	00	5	130	00	110 50
	2,700	4.5	121	50	5	135	00	114 75
	2,800	4.5	126	00	5	140	00	119 00
	2,900	4.5	130	50	5	145	00	123 25
三千円ヲ超ユルモノ	3,000	5	150	00	6	180	00	153 00
	3,100	5	155	00	6	186	00	158 10
	3,200	5	160	00	6	192	00	163 20
	3,300	5	165	00	6	198	00	168 30
	3,400	5	170	00	6	204	00	173 40
	3,500	5	175	00	6	210	00	178 50
	3,600	5	180	00	6	216	00	183 60
	3,700	5	185	00	6	222	00	188 70
	3,800	5	190	00	6	228	00	193 80
	3,900	5	195	00	6	234	00	198 90
五千円ヲ超ユルモノ	4,000	5.5	220	00	7	280	00	238 00
	5,000	5.5	275	00	7	350	00	297 50

一萬圓ヲ超ユルモノ	一萬圓	一四、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	一、一〇〇	一	一、一〇〇	一
	一萬一千圓	一四、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	一、一五二	一	一、一五二	一
	一萬二千圓	一四、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	一、二〇四	一	一、二〇四	一
	一萬三千圓	一四、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	一、二五六	一	一、二五六	一
	一萬四千圓	一四、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	一、三〇八	一	一、三〇八	一
	一萬五千圓	一五、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	一、三六〇	一	一、三六〇	一
	一萬六千圓	一六、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	一、四一二	一	一、四一二	一
	一萬七千圓	一七、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	一、四六四	一	一、四六四	一
	一萬八千圓	一八、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	一、五一六	一	一、五一六	一
七千圓ヲ超ユルモノ	七千圓	一四、〇〇〇	八	一、七五〇	〇・六	一、五六八	一	一、五六八	一
	七千五百圓	一五、〇〇〇	八	一、七五〇	〇・六	一、六二〇	一	一、六二〇	一
	八千圓	一六、〇〇〇	八	一、七五〇	〇・六	一、六七二	一	一、六七二	一
	八千五百圓	一七、〇〇〇	八	一、七五〇	〇・六	一、七二四	一	一、七二四	一
	九千圓	一八、〇〇〇	八	一、七五〇	〇・六	一、七七六	一	一、七七六	一
	九千五百圓	一九、〇〇〇	八	一、七五〇	〇・六	一、八二八	一	一、八二八	一
	一萬圓	二〇、〇〇〇	八	一、七五〇	〇・六	一、八八〇	一	一、八八〇	一
一萬圓ヲ超ユルモノ	一萬圓	一四、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	一、九三二	一	一、九三二	一
	一萬一千圓	一五、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	一、九八四	一	一、九八四	一
	一萬二千圓	一六、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	二、〇三六	一	二、〇三六	一
	一萬三千圓	一七、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	二、〇八八	一	二、〇八八	一
	一萬四千圓	一八、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	二、一四〇	一	二、一四〇	一
	一萬五千圓	一九、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	二、一九二	一	二、一九二	一
	一萬六千圓	二〇、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	二、二四四	一	二、二四四	一

二萬圓ヲ超ユルモノ	二萬圓	二〇、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	二、二九六	一	二、二九六	一
	二萬一千圓	二一、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	二、三四八	一	二、三四八	一
	二萬二千圓	二二、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	二、四〇〇	一	二、四〇〇	一
	二萬三千圓	二三、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	二、四五二	一	二、四五二	一
	二萬四千圓	二四、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	二、五〇四	一	二、五〇四	一
	二萬五千圓	二五、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	二、五五六	一	二、五五六	一
	二萬六千圓	二六、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	二、六〇八	一	二、六〇八	一
	二萬七千圓	二七、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	二、六六〇	一	二、六六〇	一
	二萬八千圓	二八、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	二、七一二	一	二、七一二	一
三萬圓ヲ超ユルモノ	三萬圓	二八、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	二、七六四	一	二、七六四	一
	三萬一千圓	二九、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	二、八一六	一	二、八一六	一
	三萬二千圓	三〇、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	二、八六八	一	二、八六八	一
	三萬三千圓	三一、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	二、九二〇	一	二、九二〇	一
	三萬四千圓	三二、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	二、九七二	一	二、九七二	一
	三萬五千圓	三三、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	三、〇二四	一	三、〇二四	一
	三萬六千圓	三四、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	三、〇七六	一	三、〇七六	一
四萬圓ヲ超ユルモノ	四萬圓	三四、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	三、一二八	一	三、一二八	一
	四萬一千圓	三五、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	三、一八〇	一	三、一八〇	一
	四萬二千圓	三六、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	三、二三二	一	三、二三二	一
	四萬三千圓	三七、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	三、二八四	一	三、二八四	一
	四萬四千圓	三八、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	三、三三六	一	三、三三六	一
	四萬五千圓	三九、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	三、三八八	一	三、三八八	一
	四萬六千圓	四〇、〇〇〇	一一	一、一四三	〇・六	三、四四〇	一	三、四四〇	一

一千二百三十四	〇四	三四五・六七八	四六	三四五・六七八	〇四	三四五・六七八	一千二百三十四
一千二百三十五	〇四	三四五・六七九	四六	三四五・六七九	〇四	三四五・六七九	一千二百三十五
一千二百三十六	〇四	三四五・六八〇	四六	三四五・六八〇	〇四	三四五・六八〇	一千二百三十六
一千二百三十七	〇四	三四五・六八一	四六	三四五・六八一	〇四	三四五・六八一	一千二百三十七
一千二百三十八	〇四	三四五・六八二	四六	三四五・六八二	〇四	三四五・六八二	一千二百三十八
一千二百三十九	〇四	三四五・六八三	四六	三四五・六八三	〇四	三四五・六八三	一千二百三十九
一千二百四十	〇四	三四五・六八四	四六	三四五・六八四	〇四	三四五・六八四	一千二百四十
一千二百四十一	〇四	三四五・六八五	四六	三四五・六八五	〇四	三四五・六八五	一千二百四十一
一千二百四十二	〇四	三四五・六八六	四六	三四五・六八六	〇四	三四五・六八六	一千二百四十二
一千二百四十三	〇四	三四五・六八七	四六	三四五・六八七	〇四	三四五・六八七	一千二百四十三
一千二百四十四	〇四	三四五・六八八	四六	三四五・六八八	〇四	三四五・六八八	一千二百四十四
一千二百四十五	〇四	三四五・六八九	四六	三四五・六八九	〇四	三四五・六八九	一千二百四十五
一千二百四十六	〇四	三四五・六九〇	四六	三四五・六九〇	〇四	三四五・六九〇	一千二百四十六
一千二百四十七	〇四	三四五・六九一	四六	三四五・六九一	〇四	三四五・六九一	一千二百四十七
一千二百四十八	〇四	三四五・六九二	四六	三四五・六九二	〇四	三四五・六九二	一千二百四十八
一千二百四十九	〇四	三四五・六九三	四六	三四五・六九三	〇四	三四五・六九三	一千二百四十九
一千二百五十	〇四	三四五・六九四	四六	三四五・六九四	〇四	三四五・六九四	一千二百五十

區分	所得金額	所得稅法稅率及所得稅法稅額		法人稅率及法人稅額		休止部落二段稅率ノ別百ノ稅率ニ（同上部落二段稅率ノ別百ノ稅率ニ）
		稅率高	稅額	稅率高	稅額	
	圓	%	圓	%	圓	（稅率1%）圓
千圓	1,000					10.00
千二百圓以下	1,100	0.5	5.00	1	11.00	1.50
千二百圓ヲ超ユルモノ	1,200	0.5	11.00	1	12.00	1.75
千五百圓ヲ超ユルモノ	1,500	0.5	13.50	1	15.00	2.25
二千圓ヲ超ユルモノ	2,000	0.5	18.00	1	20.00	3.00
二千五百圓ヲ超ユルモノ	2,500	0.5	23.00	1	25.00	3.75
三千圓ヲ超ユルモノ	3,000	0.5	28.50	1	30.00	4.50
四千圓ヲ超ユルモノ	4,000	0.5	39.00	1	40.00	6.00
五千圓ヲ超ユルモノ	5,000	0.5	49.50	1	50.00	7.50
六千圓ヲ超ユルモノ	6,000	0.5	60.00	1	60.00	9.00
七千圓ヲ超ユルモノ	7,000	0.5	70.50	1	70.00	10.50
八千圓ヲ超ユルモノ	8,000	0.5	81.00	1	80.00	12.00
九千圓ヲ超ユルモノ	9,000	0.5	91.50	1	90.00	13.50
一萬圓ヲ超ユルモノ	10,000	0.5	102.00	1	100.00	15.00

(二) 山林ノ所得ニ對スルモノ

區分	所得金額	所得稅法稅率及所得稅法稅額		法人稅率及法人稅額		休止部落二段稅率ノ別百ノ稅率ニ（同上部落二段稅率ノ別百ノ稅率ニ）
		稅率高	稅額	稅率高	稅額	
	圓	%	圓	%	圓	（稅率1%）圓
千圓以下	1,100	0.5	5.00	1	11.00	1.50
千二百圓ヲ超ユルモノ	1,200	0.5	11.00	1	12.00	1.75
千五百圓ヲ超ユルモノ	1,500	0.5	13.50	1	15.00	2.25
二千圓ヲ超ユルモノ	2,000	0.5	18.00	1	20.00	3.00
二千五百圓ヲ超ユルモノ	2,500	0.5	23.00	1	25.00	3.75
三千圓ヲ超ユルモノ	3,000	0.5	28.50	1	30.00	4.50
四千圓ヲ超ユルモノ	4,000	0.5	39.00	1	40.00	6.00
	5,000	0.5	49.50	1	50.00	7.50

表1

0.01	0.01	1	0.00	0.01	0.0	0.00	
0.02	0.02	1	0.00	0.02	0.0	0.00	
0.03	0.03	1	0.00	0.03	0.0	0.00	
0.04	0.04	1	0.00	0.04	0.0	0.00	
0.05	0.05	1	0.00	0.05	0.0	0.00	
0.06	0.06	1	0.00	0.06	0.0	0.00	
0.07	0.07	1	0.00	0.07	0.0	0.00	
0.08	0.08	1	0.00	0.08	0.0	0.00	
0.09	0.09	1	0.00	0.09	0.0	0.00	
0.10	0.10	1	0.00	0.10	0.0	0.00	
0.11	0.11	1	0.00	0.11	0.0	0.00	
0.12	0.12	1	0.00	0.12	0.0	0.00	
0.13	0.13	1	0.00	0.13	0.0	0.00	
0.14	0.14	1	0.00	0.14	0.0	0.00	
0.15	0.15	1	0.00	0.15	0.0	0.00	
0.16	0.16	1	0.00	0.16	0.0	0.00	
0.17	0.17	1	0.00	0.17	0.0	0.00	
0.18	0.18	1	0.00	0.18	0.0	0.00	
0.19	0.19	1	0.00	0.19	0.0	0.00	
0.20	0.20	1	0.00	0.20	0.0	0.00	
0.21	0.21	1	0.00	0.21	0.0	0.00	
0.22	0.22	1	0.00	0.22	0.0	0.00	
0.23	0.23	1	0.00	0.23	0.0	0.00	
0.24	0.24	1	0.00	0.24	0.0	0.00	
0.25	0.25	1	0.00	0.25	0.0	0.00	
0.26	0.26	1	0.00	0.26	0.0	0.00	
0.27	0.27	1	0.00	0.27	0.0	0.00	
0.28	0.28	1	0.00	0.28	0.0	0.00	
0.29	0.29	1	0.00	0.29	0.0	0.00	
0.30	0.30	1	0.00	0.30	0.0	0.00	
0.31	0.31	1	0.00	0.31	0.0	0.00	
0.32	0.32	1	0.00	0.32	0.0	0.00	
0.33	0.33	1	0.00	0.33	0.0	0.00	
0.34	0.34	1	0.00	0.34	0.0	0.00	
0.35	0.35	1	0.00	0.35	0.0	0.00	
0.36	0.36	1	0.00	0.36	0.0	0.00	
0.37	0.37	1	0.00	0.37	0.0	0.00	
0.38	0.38	1	0.00	0.38	0.0	0.00	
0.39	0.39	1	0.00	0.39	0.0	0.00	
0.40	0.40	1	0.00	0.40	0.0	0.00	
0.41	0.41	1	0.00	0.41	0.0	0.00	
0.42	0.42	1	0.00	0.42	0.0	0.00	
0.43	0.43	1	0.00	0.43	0.0	0.00	
0.44	0.44	1	0.00	0.44	0.0	0.00	
0.45	0.45	1	0.00	0.45	0.0	0.00	
0.46	0.46	1	0.00	0.46	0.0	0.00	
0.47	0.47	1	0.00	0.47	0.0	0.00	
0.48	0.48	1	0.00	0.48	0.0	0.00	
0.49	0.49	1	0.00	0.49	0.0	0.00	
0.50	0.50	1	0.00	0.50	0.0	0.00	
0.51	0.51	1	0.00	0.51	0.0	0.00	
0.52	0.52	1	0.00	0.52	0.0	0.00	
0.53	0.53	1	0.00	0.53	0.0	0.00	
0.54	0.54	1	0.00	0.54	0.0	0.00	
0.55	0.55	1	0.00	0.55	0.0	0.00	
0.56	0.56	1	0.00	0.56	0.0	0.00	
0.57	0.57	1	0.00	0.57	0.0	0.00	
0.58	0.58	1	0.00	0.58	0.0	0.00	
0.59	0.59	1	0.00	0.59	0.0	0.00	
0.60	0.60	1	0.00	0.60	0.0	0.00	
0.61	0.61	1	0.00	0.61	0.0	0.00	
0.62	0.62	1	0.00	0.62	0.0	0.00	
0.63	0.63	1	0.00	0.63	0.0	0.00	
0.64	0.64	1	0.00	0.64	0.0	0.00	
0.65	0.65	1	0.00	0.65	0.0	0.00	
0.66	0.66	1	0.00	0.66	0.0	0.00	
0.67	0.67	1	0.00	0.67	0.0	0.00	
0.68	0.68	1	0.00	0.68	0.0	0.00	
0.69	0.69	1	0.00	0.69	0.0	0.00	
0.70	0.70	1	0.00	0.70	0.0	0.00	
0.71	0.71	1	0.00	0.71	0.0	0.00	
0.72	0.72	1	0.00	0.72	0.0	0.00	
0.73	0.73	1	0.00	0.73	0.0	0.00	
0.74	0.74	1	0.00	0.74	0.0	0.00	
0.75	0.75	1	0.00	0.75	0.0	0.00	
0.76	0.76	1	0.00	0.76	0.0	0.00	
0.77	0.77	1	0.00	0.77	0.0	0.00	
0.78	0.78	1	0.00	0.78	0.0	0.00	
0.79	0.79	1	0.00	0.79	0.0	0.00	
0.80	0.80	1	0.00	0.80	0.0	0.00	
0.81	0.81	1	0.00	0.81	0.0	0.00	
0.82	0.82	1	0.00	0.82	0.0	0.00	
0.83	0.83	1	0.00	0.83	0.0	0.00	
0.84	0.84	1	0.00	0.84	0.0	0.00	
0.85	0.85	1	0.00	0.85	0.0	0.00	
0.86	0.86	1	0.00	0.86	0.0	0.00	
0.87	0.87	1	0.00	0.87	0.0	0.00	
0.88	0.88	1	0.00	0.88	0.0	0.00	
0.89	0.89	1	0.00	0.89	0.0	0.00	
0.90	0.90	1	0.00	0.90	0.0	0.00	
0.91	0.91	1	0.00	0.91	0.0	0.00	
0.92	0.92	1	0.00	0.92	0.0	0.00	
0.93	0.93	1	0.00	0.93	0.0	0.00	
0.94	0.94	1	0.00	0.94	0.0	0.00	
0.95	0.95	1	0.00	0.95	0.0	0.00	
0.96	0.96	1	0.00	0.96	0.0	0.00	
0.97	0.97	1	0.00	0.97	0.0	0.00	
0.98	0.98	1	0.00	0.98	0.0	0.00	
0.99	0.99	1	0.00	0.99	0.0	0.00	
1.00	1.00	1	0.00	1.00	0.0	0.00	
1.01	1.01	1	0.00	1.01	0.0	0.00	
1.02	1.02	1	0.00	1.02	0.0	0.00	
1.03	1.03	1	0.00	1.03	0.0	0.00	
1.04	1.04	1	0.00	1.04	0.0	0.00	
1.05	1.05	1	0.00	1.05	0.0	0.00	
1.06	1.06	1	0.00	1.06	0.0	0.00	
1.07	1.07	1	0.00	1.07	0.0	0.00	
1.08	1.08	1	0.00	1.08	0.0	0.00	
1.09	1.09	1	0.00	1.09	0.0	0.00	
1.10	1.10	1	0.00	1.10	0.0	0.00	
1.11	1.11	1	0.00	1.11	0.0	0.00	
1.12	1.12	1	0.00	1.12	0.0	0.00	
1.13	1.13	1	0.00	1.13	0.0	0.00	
1.14	1.14	1	0.00	1.14	0.0	0.00	
1.15	1.15	1	0.00	1.15	0.0	0.00	
1.16	1.16	1	0.00	1.16	0.0	0.00	
1.17	1.17	1	0.00	1.17	0.0	0.00	
1.18	1.18	1	0.00	1.18	0.0	0.00	
1.19	1.19	1	0.00	1.19	0.0	0.00	
1.20	1.20	1	0.00	1.20	0.0	0.00	
1.21	1.21	1	0.00	1.21	0.0	0.00	
1.22	1.22	1	0.00	1.22	0.0	0.00	
1.23	1.23	1	0.00	1.23	0.0	0.00	
1.24	1.24	1	0.00	1.24	0.0	0.00	
1.25	1.25	1	0.00	1.25	0.0	0.00	
1.26	1.26	1	0.00	1.26	0.0	0.00	
1.27	1.27	1	0.00	1.27	0.0	0.00	
1.28	1.28	1	0.00	1.28	0.0	0.00	
1.29	1.29	1	0.00	1.29	0.0	0.00	
1.30	1.30	1	0.00	1.30	0.0	0.00	
1.31	1.31	1	0.00	1.31	0.0	0.00	
1.32	1.32	1	0.00	1.32	0.0	0.00	
1.33	1.33	1	0.00	1.33	0.0	0.00	
1.34	1.34	1	0.00	1.34	0.0	0.00	
1.35	1.35	1	0.00	1.35	0.0	0.00	
1.36	1.36	1	0.00	1.36	0.0	0.00	
1.37	1.37	1	0.00	1.37	0.0	0.00	
1.38	1.38	1	0.00	1.38	0.0	0.00	
1.39	1.39	1	0.00	1.39	0.0	0.00	
1.40	1.40	1	0.00	1.40	0.0	0.00	
1.41	1.41	1	0.00	1.41	0.0	0.00	
1.42	1.42	1	0.00	1.42	0.0	0.00	
1.43	1.43	1	0.00	1.43	0.0	0.00	
1.44	1.44	1	0.00	1.44	0.0	0.00	
1.45	1.45	1	0.00	1.45	0.0	0.00	
1.46	1.46	1	0.00	1.46	0.0	0.00	
1.47	1.47	1	0.00	1.47	0.0	0.00	
1.48	1.48	1	0.00	1.48	0.0	0.00	
1.49	1.49	1	0.00	1.49	0.0	0.00	
1.50	1.50	1	0.00	1.50	0.0	0.00	

表1

第一圖	一四〇〇〇	三	四五度	〇〇	一四〇〇〇	三	第一圖
	一一〇〇〇	三	六〇度	〇〇	一一〇〇〇	三	
第二圖	一二〇〇〇	三	七五度	〇〇	一二〇〇〇	三	第二圖
	一三〇〇〇	三	九〇度	〇〇	一三〇〇〇	三	
第三圖	一四〇〇〇	三	一〇五度	〇〇	一四〇〇〇	三	第三圖
	一五〇〇〇	三	一二〇度	〇〇	一五〇〇〇	三	
第四圖	一六〇〇〇	三	一三五度	〇〇	一六〇〇〇	三	第四圖
	一七〇〇〇	三	一五〇度	〇〇	一七〇〇〇	三	
第五圖	一八〇〇〇	三	一六五度	〇〇	一八〇〇〇	三	第五圖
	一九〇〇〇	三	一八〇度	〇〇	一九〇〇〇	三	
第六圖	二〇〇〇〇	三	一九五度	〇〇	二〇〇〇〇	三	第六圖
	二一〇〇〇	三	二一〇度	〇〇	二一〇〇〇	三	
第七圖	二二〇〇〇	三	二二五度	〇〇	二二〇〇〇	三	第七圖

第一圖	八〇〇〇	二	六三度	〇〇	八〇〇〇	二	第一圖
	一〇〇〇〇	二	七五度	〇〇	一〇〇〇〇	二	
第二圖	一二〇〇〇	二	八七度	〇〇	一二〇〇〇	二	第二圖
	一四〇〇〇	二	一〇〇度	〇〇	一四〇〇〇	二	
第三圖	一六〇〇〇	二	一一二度	〇〇	一六〇〇〇	二	第三圖
	一八〇〇〇	二	一二五度	〇〇	一八〇〇〇	二	
第四圖	二〇〇〇〇	二	一三七度	〇〇	二〇〇〇〇	二	第四圖
	二二〇〇〇	二	一五〇度	〇〇	二二〇〇〇	二	
第五圖	二四〇〇〇	二	一六二度	〇〇	二四〇〇〇	二	第五圖
	二六〇〇〇	二	一七五度	〇〇	二六〇〇〇	二	
第六圖	二八〇〇〇	二	一八七度	〇〇	二八〇〇〇	二	第六圖
	三〇〇〇〇	二	二〇〇度	〇〇	三〇〇〇〇	二	
第七圖	三二〇〇〇	二	二一二度	〇〇	三二〇〇〇	二	第七圖

一、三四六、五二七	四一	三四、五二七	〇四	一、三四六、五二七	四一	三四、五二七	〇四
一、二〇二、六六〇	四一	三〇、二六五	〇四	一、二〇二、六六〇	四一	三〇、二六五	〇四
一、〇六六、〇〇〇	四一	二六、六五〇	〇四	一、〇六六、〇〇〇	四一	二六、六五〇	〇四
九三〇、一四〇	四一	二三、二五三	〇四	九三〇、一四〇	四一	二三、二五三	〇四
八〇〇、〇〇〇	四一	二〇、〇〇〇	〇四	八〇〇、〇〇〇	四一	二〇、〇〇〇	〇四
六六六、六六六	四一	一六、六六六	〇四	六六六、六六六	四一	一六、六六六	〇四
五四〇、〇〇〇	四一	一三、五〇〇	〇四	五四〇、〇〇〇	四一	一三、五〇〇	〇四
四二〇、〇〇〇	四一	一〇、五〇〇	〇四	四二〇、〇〇〇	四一	一〇、五〇〇	〇四
三〇〇、〇〇〇	四一	七、五〇〇	〇四	三〇〇、〇〇〇	四一	七、五〇〇	〇四
一九二、〇〇〇	四一	四、八〇〇	〇四	一九二、〇〇〇	四一	四、八〇〇	〇四
一〇〇、〇〇〇	四一	二、五〇〇	〇四	一〇〇、〇〇〇	四一	二、五〇〇	〇四
五〇、〇〇〇	四一	一、二五〇	〇四	五〇、〇〇〇	四一	一、二五〇	〇四
一〇、〇〇〇	四一	二五〇	〇四	一〇、〇〇〇	四一	二五〇	〇四
一、〇〇〇	四一	二五	〇四	一、〇〇〇	四一	二五	〇四
一〇〇	四一	二五	〇四	一〇〇	四一	二五	〇四
一〇	四一	二五	〇四	一〇	四一	二五	〇四
一	四一	二五	〇四	一	四一	二五	〇四

一、三四六、五二七	四一	三四、五二七	〇四	一、三四六、五二七	四一	三四、五二七	〇四
一、二〇二、六六〇	四一	三〇、二六五	〇四	一、二〇二、六六〇	四一	三〇、二六五	〇四
一、〇六六、〇〇〇	四一	二六、六五〇	〇四	一、〇六六、〇〇〇	四一	二六、六五〇	〇四
九三〇、一四〇	四一	二三、二五三	〇四	九三〇、一四〇	四一	二三、二五三	〇四
八〇〇、〇〇〇	四一	二〇、〇〇〇	〇四	八〇〇、〇〇〇	四一	二〇、〇〇〇	〇四
六六六、六六六	四一	一六、六六六	〇四	六六六、六六六	四一	一六、六六六	〇四
五四〇、〇〇〇	四一	一三、五〇〇	〇四	五四〇、〇〇〇	四一	一三、五〇〇	〇四
四二〇、〇〇〇	四一	一〇、五〇〇	〇四	四二〇、〇〇〇	四一	一〇、五〇〇	〇四
三〇〇、〇〇〇	四一	七、五〇〇	〇四	三〇〇、〇〇〇	四一	七、五〇〇	〇四
一九二、〇〇〇	四一	四、八〇〇	〇四	一九二、〇〇〇	四一	四、八〇〇	〇四
一〇〇、〇〇〇	四一	二、五〇〇	〇四	一〇〇、〇〇〇	四一	二、五〇〇	〇四
五〇、〇〇〇	四一	一、二五〇	〇四	五〇、〇〇〇	四一	一、二五〇	〇四
一〇、〇〇〇	四一	二五〇	〇四	一〇、〇〇〇	四一	二五〇	〇四
一、〇〇〇	四一	二五	〇四	一、〇〇〇	四一	二五	〇四
一〇〇	四一	二五	〇四	一〇〇	四一	二五	〇四
一〇	四一	二五	〇四	一〇	四一	二五	〇四
一	四一	二五	〇四	一	四一	二五	〇四

右同所得金額ノ稅率ニ依リ算出シタル金額ニ百分ノ五十ニ相當スル金額ヲ加算シタル金額ヲ以テ其ノ稅額トス	(三)一、時ニ給與ノ支拂ヲ爲スモノ	一、前各號ニ付各號ニ揭ケタル所得ノ稅率ニ依リ算出シタル金額ヲ以テ其ノ稅額トス	四百萬圓ヲ超ユルモノ	一、一四三、九二五	五〇	一、四五九、二五一	五一
				一、一八六、三一五	五〇	一、三五九、二五一	五二
				一、二三〇、〇〇〇	五〇	一、四〇九、二五一	五三
				一、二七三、六八五	五〇	一、四五九、二五一	五四
				一、三一七、三七〇	五〇	一、五〇九、二五一	五五
				一、三六一、〇五五	五〇	一、五五九、二五一	五六
				一、四〇四、七四〇	五〇	一、六〇九、二五一	五七
				一、四四八、四二五	五〇	一、六五九、二五一	五八
				一、四九二、一一〇	五〇	一、七〇九、二五一	五九
				一、五三五、七九五	五〇	一、七五九、二五一	六〇
				一、五七九、四八〇	五〇	一、八〇九、二五一	六一
				一、六二三、一六五	五〇	一、八五九、二五一	六二
				一、六六六、八五〇	五〇	一、九〇九、二五一	六三
				一、七一〇、五三五	五〇	一、九五九、二五一	六四
				一、七五四、二二〇	五〇	二、〇〇九、二五一	六五
				一、七九七、九〇五	五〇	二、〇五九、二五一	六六
				一、八四一、五九〇	五〇	二、一〇九、二五一	六七
				一、八八五、二七五	五〇	二、一五九、二五一	六八
				一、九二八、九六〇	五〇	二、二〇九、二五一	六九
				一、九七二、六四五	五〇	二、二五九、二五一	七〇
				二、〇一六、三三〇	五〇	二、三〇九、二五一	七一

區分	事業收益金額ノ計算方法	備考
法人	純益金額 百分ノ三・四	一、四捨五入ノ百分率ハ小數點以下第二位ニ止ム 二、一事業年度ニ於テ生ジタル損失ハ其ノ事業年度ノ翌事業年度以後ニ於ケル事業收益金額ノ計算ニ付テハ之ヲ考慮セス 三、法人ノ事業收益金額ハ昭和十二年三月三十一日以前ニ終了シタル事業年度分ニ付テハ仍ホ從前ノ例ニ依ル
	法人ガ前各號ノ事業年度ニ於テ事業收益金額ニ付納付シタル地租又ハ營業收益稅ノ地租ニ對スル額ヲ控除シタル金額ヲ以テ其ノ事業收益金額トス	
個人	純益金額千圓以下ナルトキ 純益金額千圓ヲ超ユルトキ{千圓ヲ以下ノ金額 百分ノ二・三 千圓ヲ超ユル金額 百分ノ二・六	
	個人ガ營業ノ用ニ供スル土地ニ付納付シタル地租額ヲ控除シタル金額ヲ以テ其ノ事業收益金額トス	

資本利子稅

區分		資本利子稅法稅率
甲種	資本利子金額	百分ノ二
公債、社債、債券ノ利子又ハ銀行預金ノ利子又ハ貸付信託ノ利益		一、貯蓄銀行ノ所有スル國債ノ利子　同上稅率百分ノ二ヲ百分ノ四トシタル場合ノ差增額 二、其ノ他　同上稅率百分ノ二ヲ百分ノ四トシタル場合ノ差增額
乙種（第三種所得稅法第三條ノ所得中非營業者ノ貸金又ハ預金ノ利子）	資本利子金額	百分ノ二
		同上稅率百分ノ二ヲ百分ノ四トシタル場合ノ差增額

信託會社ガ其ノ引受ケタル貸付信託財産ニ付納付シタル資本利子稅額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該貸付信託ノ利益ニ對スル資本利子稅額ヨリ之ヲ控除ス

臨時利得稅

區分		舊臨時利得稅法稅率	臨時租稅增徵法增徵額	改正臨時利得稅法稅率
法人	利得金額　百分ノ十	同上稅率百分ノ十ヲ百分ノ十五トシタル場合ノ差增額	甲種利得金額（乙種利得金額ヲ除ク）中年千圓以下ナル部分ニ對スル稅率百分ノ二十 乙種利得金額（事業ノ貸付金利ニ係ルモノヲ除ク）ニ對スル稅率百分ノ三十 法人ノ甲種利得又ハ乙種利得ノ稅額ガ其ノ甲種利得金額中年千圓ヲ控除シタル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ相當スル臨時利得稅ヲ免除ス	百分ノ二十二
	右ニ依リ算出シタル稅額ガ利得金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ相當スル臨時利得稅ヲ免除ス			
個人	利得金額　百分ノ八	同上稅率百分ノ八ヲ百分ノ十トシタル場合ノ差增額	個人ノ甲種利得又ハ乙種利得ノ稅額ガ其ノ利得金額中千圓ヲ控除シタル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ相當スル臨時利得稅又ハ乙種利得ニ對スル臨時利得稅ヲ免除ス（但シ臨時利得稅法第九條第二項ノ規定ニ依リ控除スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ）	百分ノ二十五
	右ニ依リ算出シタル稅額ガ利得金額中千圓ヲ控除シタル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ相當スル臨時利得稅ヲ免除ス（但シ臨時利得稅法第九條第二項ノ規定ニ依リ控除スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ）			

備考

法人ノ臨時利得稅ハ昭和十二年三月三十一日以前ニ終了シタル事業年度分ニ付テハ舊臨時利得稅率、昭和十二年四月一日以後昭和十二年十二月三十一日迄ニ終了シタル事

業年度分ニ付テハ臨時租稅增徵法ノ增徵稅額ニ依ル
改正臨時利得稅法稅率ハ昭和十四年一月一日以後ニ終了スル法人ノ各事業年度分ノ臨時利得稅及昭和十四年分個人ノ甲種利得又ハ乙種利得ニ對スル臨時利得稅ニ付之ヲ適用ス但シ昭和十三年一月一日以後同年十二月三十一日迄ニ終了シタル法人ノ各事業年度分ノ臨時利得稅ニ付テハ、甲種利得金額百分ノ十七・二五乙種利得金額百分ノ三十（現事業年度ノ資本金額十萬圓以下ナル法人ニ付テハ百分ノ二十五）ノ稅率ヲ、昭和十三年分個人ノ臨時利得稅ニ付テハ甲種利得金額百分ノ十一・五乙種利得金額百分ノ二十ノ稅率ヲ適用ス
讓渡利得ニ對スル臨時利得稅ニ付テハ昭和十四年一月一日以後ノ讓渡ニ因ル利得ニ對シ適用ス

利益配當稅

區分	舊利益配當稅率	改正利益配當稅率
支那事變特別稅法施行地ニ本店ヲ有スル法人ヨリ支拂ヲ受クル配當金中配當率年七分ヲ超ユル金額	配當率年七分ヲ超ユル金額百分ノ十	配當率年七分ヲ超ユル金額百分ノ十同年一割ヲ超ユル金額百分ノ十五

公債及社債利子稅

區分	舊公債及社債利子稅率	改正公債及社債利子稅率
支那事變特別稅法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル公債又ハ社債（外貨債ヲ除ク）ノ利子金額中國債ニ在リテハ利率年四分、國債以外ノ公債及社債ニ在リテハ利率年四分五厘ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額	百分ノ十	百分ノ十五

備考　昭和十四年四月一日以後ニ支拂ノ確定シタル配當金ニ付改正稅率ヲ適用ス

備考

昭和十四年四月一日以後ニ支拂期ノ到來シタル公債及社債利子ニ付改正稅率ヲ適用ス

外貨債特別稅

區分	種別	稅率
外貨國債以外ノ外貨債	外貨債利子金額中利率年五分ニ相當スル金額ヲ超ユル金額	十分ノ七
	外貨債利子金額中利率年五分五厘ニ相當スル金額ヲ超ユル金額	

法人資本稅

區分	法人資本稅法稅率	支那事變特別稅法增徵額
法人ノ資本	資本額千分ノ一	同上稅率千分ノ一ヲ千分ノ二ニトシタル場合ノ差增額
	算出シタル稅額ガ年十圓ニ滿タザルトキハ年十圓トス 所得金額ナキ法人ノ法人資本稅ハ之ヲ免除ス稅額ガ其ノ事業年度ノ所得金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ相當スル法人資本稅ニ付亦同ジ	

有價證券移轉稅

區分	種別	稅率
第一種	有價證券ノ賣買取引ニ關スル帳簿ニ記載ナキ賣買取引ニ因ル移轉	國債證券 取得價額 萬分ノ一
		其ノ他ノ有價證券 取得價額 萬分ノ二
第二種	第一種以外ノ移轉 甲 取引所ノ賣買取引ニ因ル移轉	國債證券 取得價額 萬分ノ二
		其ノ他ノ有價證券 取得價額 萬分ノ四
	第一種以外ノ移轉 乙 其ノ他	國債證券 取得價額 萬分ノ四
		其ノ他ノ有價證券 取得價額 萬分ノ八

備考　有價證券移轉稅ハ總テ一錢以上トス一錢未滿ノ端數ハ一錢トシテ之ヲ計算ス

兌換銀行券發行稅

區分	稅率
保證發行高二十二億圓ヲ超過シ且十五日ヲ超エ仍其ノ發行ヲ繼續シタル場合ニ於テ十六日以後ノ超過發行額ニ對シ	大藏大臣ノ定ムル割合但シ其ノ割合ハ年三分ヲ下ルコトヲ得ズ

地租

税率	税目
百分ノ三・八	土地賃貸ニ依ル賃貸価格	田租、畑租、宅地租、鉱地租

相続税

課税価格	相続税法第十八条ノ税率ニ依ル税額						改正相続税法第十八条ノ税率ニ依ル税額					
	第一種		第二種		第三種		第一種		第二種		第三種	
	税額	千税ニ付キ金額ヲ以テ計算シタル税額ノ内訳	税額	千税ニ付キ金額ヲ以テ計算シタル税額ノ内訳	税額	千税ニ付キ金額ヲ以テ計算シタル税額ノ内訳	税額	千税ニ付キ金額ヲ以テ計算シタル税額ノ内訳	税額	千税ニ付キ金額ヲ以テ計算シタル税額ノ内訳	税額	千税ニ付キ金額ヲ以テ計算シタル税額ノ内訳
五千圓	三萬圓	六分	四萬圓	七分	四萬圓	八分	四萬圓	七分	四萬圓	八分	四萬圓	八分
一萬圓	五萬圓	七	六萬圓	八	六萬圓	一〇	六萬圓	九	六萬圓	一〇	六萬圓	一一
一萬五千圓	七萬五千圓	八	九萬圓	一〇	九萬圓	一二	九萬圓	一〇	九萬圓	一一	九萬圓	一三
二萬圓	一〇萬圓	一〇	一二萬圓	一二	一二萬圓	一六	一二萬圓	一二	一二萬圓	一四	一二萬圓	一六
三萬圓	一五萬圓	一二	一八萬圓	一五	一八萬圓	二〇	一八萬圓	一四	一八萬圓	一七	一八萬圓	二〇
四萬圓	二〇萬圓	一四	二四萬圓	一八	二四萬圓	二四	二四萬圓	一七	二四萬圓	二〇	二四萬圓	二四
五萬圓	二五萬圓	一六	三〇萬圓	二〇	三〇萬圓	二八	三〇萬圓	一九	三〇萬圓	二三	三〇萬圓	二八
六萬圓	三〇萬圓	一八	三六萬圓	二二	三六萬圓	三二	三六萬圓	二二	三六萬圓	二六	三六萬圓	三二
七萬圓	三五萬圓	二〇	四二萬圓	二四	四二萬圓	三六	四二萬圓	二四	四二萬圓	二九	四二萬圓	三六
八萬圓	四〇萬圓	二二	四八萬圓	二六	四八萬圓	四〇	四八萬圓	二七	四八萬圓	三二	四八萬圓	四〇
九萬圓	四五萬圓	二四	五四萬圓	二八	五四萬圓	四四	五四萬圓	二九	五四萬圓	三四	五四萬圓	四四
十萬圓	五〇萬圓	二六	六〇萬圓	三〇	六〇萬圓	四八	六〇萬圓	三一	六〇萬圓	三七	六〇萬圓	四八
十五萬圓	七五萬圓	三〇	九〇萬圓	三四	九〇萬圓	五四	九〇萬圓	三四	九〇萬圓	四一	九〇萬圓	五四
二十萬圓	一〇〇萬圓	三四	一二〇萬圓	三八	一二〇萬圓	六〇	一二〇萬圓	三七	一二〇萬圓	四四	一二〇萬圓	六〇
二十五萬圓	一二五萬圓	三八	一五〇萬圓	四二	一五〇萬圓	六六	一五〇萬圓	四一	一五〇萬圓	四八	一五〇萬圓	六六
三十萬圓	一五〇萬圓	四二	一八〇萬圓	四六	一八〇萬圓	七二	一八〇萬圓	四四	一八〇萬圓	五二	一八〇萬圓	七二
三十五萬圓	一七五萬圓	四六	二一〇萬圓	五〇	二一〇萬圓	七八	二一〇萬圓	四八	二一〇萬圓	五六	二一〇萬圓	七八
四十萬圓	二〇〇萬圓	五〇	二四〇萬圓	五四	二四〇萬圓	八四	二四〇萬圓	五二	二四〇萬圓	六〇	二四〇萬圓	八四
四十五萬圓	二二五萬圓	五四	二七〇萬圓	五八	二七〇萬圓	九〇	二七〇萬圓	五六	二七〇萬圓	六四	二七〇萬圓	九〇
五十萬圓	二五〇萬圓	五八	三〇〇萬圓	六二	三〇〇萬圓	九六	三〇〇萬圓	六〇	三〇〇萬圓	六八	三〇〇萬圓	九六
六十萬圓	三〇〇萬圓	六六	三六〇萬圓	七〇	三六〇萬圓	一〇八	三六〇萬圓	六八	三六〇萬圓	七六	三六〇萬圓	一〇八
七十萬圓	三五〇萬圓	七四	四二〇萬圓	七八	四二〇萬圓	一二〇	四二〇萬圓	七六	四二〇萬圓	八四	四二〇萬圓	一二〇
八十萬圓	四〇〇萬圓	八二	四八〇萬圓	八六	四八〇萬圓	一三二	四八〇萬圓	八四	四八〇萬圓	九二	四八〇萬圓	一三二
九十萬圓	四五〇萬圓	九〇	五四〇萬圓	九四	五四〇萬圓	一四四	五四〇萬圓	九二	五四〇萬圓	一〇〇	五四〇萬圓	一四四
百萬圓	五〇〇萬圓	九八	六〇〇萬圓	一〇二	六〇〇萬圓	一五六	六〇〇萬圓	一〇〇	六〇〇萬圓	一〇八	六〇〇萬圓	一五六

課税価格	相続税法第十七条及第十八条の規定による税額						改正後相続税法第十七条及第十八条の規定による税額					
	第一種		第二種		第三種		第一種		第二種		第三種	
	税額	税率スニ金額ヲ差引ク計算ノ場合ニ於ケル千分ノ	税額	税率スニ金額ヲ差引ク計算ノ場合ニ於ケル千分ノ	税額	税率スニ金額ヲ差引ク計算ノ場合ニ於ケル千分ノ	税額	税率スニ金額ヲ差引ク計算ノ場合ニ於ケル千分ノ	税額	税率スニ金額ヲ差引ク計算ノ場合ニ於ケル千分ノ	税額	税率スニ金額ヲ差引ク計算ノ場合ニ於ケル千分ノ
千円	一〇円	一三	一三円	一四	二七円	二〇	一三円	一三	一八円	一七	三〇円	二四
五千円	六六円	一四	八六円	一五	一四六円	二二	八六円	一四	一一五円	一五	一八六円	二三
一万円	一三六円	一五	一五六円	一六	二六六円	二四	一五六円	一五	一九六円	一六	三〇六円	二五
二万円	二九六円	一六	三二六円	一七	五二六円	二六	三二六円	一六	四〇六円	一七	六二六円	二六
三万円	四六六円	一七	五〇六円	一八	七八六円	二八	五〇六円	一七	六二六円	一八	九四六円	二八
四万円	六四六円	一八	六九六円	一九	一〇五六円	三〇	六九六円	一八	八六六円	一九	一二七六円	三〇
五万円	八四六円	一九	九〇六円	二〇	一三三六円	三二	九〇六円	一九	一一二六円	二〇	一六〇六円	三二
六万円	一〇六六円	二〇	一一四六円	二一	一六二六円	三四	一一四六円	二〇	一四〇六円	二一	一九四六円	三四
七万円	一二九六円	二一	一三九六円	二二	一九二六円	三六	一三九六円	二一	一七〇六円	二二	二三〇六円	三六
八万円	一五二六円	二二	一六四六円	二三	二二二六円	三八	一六四六円	二二	二〇一六円	二三	二七一六円	三八
九万円	一七六六円	二三	一九〇六円	二四	二五四六円	四〇	一九〇六円	二三	二三二六円	二四	三一二六円	四〇
十万円	二〇〇六円	二四	二一六六円	二五	二八六六円	四二	二一六六円	二四	二六四六円	二五	三五四六円	四二
十一万円	二二四六円	二五	二四二六円	二六	三二八六円	四四	二四二六円	二五	二九六六円	二六	三九六六円	四四
十二万円	二四八六円	二六	二六八六円	二七	三六〇六円	四六	二六八六円	二六	三二八六円	二七	四四〇六円	四六
十三万円	二七二六円	二七	二九四六円	二八	三九二六円	四八	二九四六円	二七	三六〇六円	二八	四八二六円	四八
十四万円	二九六六円	二八	三二〇六円	二九	四二四六円	五〇	三二〇六円	二八	三九二六円	二九	五二四六円	五〇
十五万円	三二〇六円	二九	三四六六円	三〇	四五六六円	五二	三四六六円	二九	四二四六円	三〇	五六六六円	五二
十六万円	三四四六円	三〇	三七二六円	三一	四八八六円	五四	三七二六円	三〇	四五六六円	三一	六〇八六円	五四
十七万円	三六八六円	三一	三九八六円	三二	五二〇六円	五六	三九八六円	三一	四八八六円	三二	六五〇六円	五六
十八万円	三九二六円	三二	四二四六円	三三	五五二六円	五八	四二四六円	三二	五二〇六円	三三	六九二六円	五八
十九万円	四一六六円	三三	四五〇六円	三四	五八四六円	六〇	四五〇六円	三三	五五二六円	三四	七三四六円	六〇
二十万円	四四〇六円	三四	四七六六円	三五	六一六六円	六二	四七六六円	三四	五八四六円	三五	七七六六円	六二
二十一万円	四六四六円	三五	五〇二六円	三六	六四八六円	六四	五〇二六円	三五	六一六六円	三六	八一八六円	六四
二十二万円	四八八六円	三六	五二八六円	三七	六八〇六円	六六	五二八六円	三六	六四八六円	三七	八六〇六円	六六
二十三万円	五一二六円	三七	五五四六円	三八	七一二六円	六八	五五四六円	三七	六八〇六円	三八	九〇二六円	六八
二十四万円	五三六六円	三八	五八〇六円	三九	七四四六円	七〇	五八〇六円	三八	七一二六円	三九	九四四六円	七〇
二十五万円	五六〇六円	三九	六〇六六円	四〇	七七六六円	七二	六〇六六円	三九	七四四六円	四〇	九八六六円	七二
二十六万円	五八四六円	四〇	六三二六円	四一	八〇八六円	七四	六三二六円	四〇	七七六六円	四一	一〇二八六円	七四
二十七万円	六一六六円	四一	六五八六円	四二	八四〇六円	七六	六五八六円	四一	八〇八六円	四二	一〇七〇六円	七六
二十八万円	六四〇六円	四二	六八四六円	四三	八七二六円	七八	六八四六円	四二	八四〇六円	四三	一一一二六円	七八
二十九万円	六六四六円	四三	七一〇六円	四四	九〇四六円	八〇	七一〇六円	四三	八七二六円	四四	一一五四六円	八〇
三十万円	六八八六円	四四	七三六六円	四五	九三六六円	八二	七三六六円	四四	九〇四六円	四五	一一九六六円	八二

目錄	三三	一	目錄	三三	一	目錄	三三	一	目錄	三三	一

| | | |

特別砂鑛區稅	何床	砂鑛區域一町毎三十錢
	（何床ニ非ザルモノ）	砂鑛區域一千坪毎三十錢

備考

鑛區坪數又ハ砂鑛區域ニ一千坪未滿又ハ一町未滿ノ端數アルトキハ一千坪又ハ一町トシテ計算ス

營業稅

種別	稅率
建築價額ヨリ五千圓ヲ控除シタル金額	百分ノ十

登錄稅

區分	種別	稅率
一	相續ニ因ル所有權ノ取得	不動產價格 千分ノ五
二	遺言、贈與其ノ他無償名義ニ因ル所有權ノ取得（但シ神社、寺院、祠宇、佛堂ニ關スル第三十四條ニ依リ設立シタル法人ガ無償名義又ハ民法第三十四條ニ依リ設立シタル法人ガ寄附行爲ニ因リ所有權ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニアラス）	同 千分ノ四十
三	前各號以外ノ原因ニ因ル所有權ノ取得	同 千分ノ二十三
四	所有權ノ保存	同 千分ノ三十
五	共有物ノ分割	同 分割ニ因リテ受クル不動產ノ價格 千分ノ五
六	地上權、永小作權又ハ賃借權ノ取得	不動產價格
	存續期間十年以下ノモノ	同 千分ノ一
	同二十年以下ノモノ	同 千分ノ二
	同三十年以下ノモノ	同 千分ノ四
	同五十年以下ノモノ	同 千分ノ七
	同七十年以下ノモノ	同 千分ノ十
	同百年以下ノモノ	同 千分ノ十五

不動産ニ關スル登記	阿百年ヲ超ユルモノ	同	千分ノ二十
	存續期間ノ定メナキモノ	同	千分ノ一
	存續期間ノ定メアルモノニシテ民法第二百六十八條若シ	同	千分ノ四
	八第二百七十八條ノ規定ノ又ハ借地法第二條第一項ノ規定ノ適用アルモノ	同	千分ノ五
七	地役權ノ取得	要役地價格	千分ノ一
八	華族世襲財産ノ設定	不動産價格又ハ不動産工事費用豫算金額	千分ノ二十五
九	先取特權ノ保存又ハ取得	債權金額	千分ノ五・五
十	質權、抵當權、信託ノ登記	不動産價格	千分ノ四
十一	所有權以外ノ權利ニ付テハ	同	千分ノ二
十二	假差押、假處分、假制限ノ登記	債權金額	千分ノ五・五
十三	所有權以外ノ權利ニ付テハ	同	千分ノ四
十四	滯納處分ノ制限ニシテ特ニ揭ゲザルモノ	同	千分ノ五・五
十五	相續ニ因ル取得ニシテ存續期間三十年ヲ超ユルモノ	不動産價格	千分ノ五・五

十六	所有權以外ノ權利ニ付テハ滯納處分ノ制限ニシテ特ニ揭ゲザルモノ	同	千分ノ一
十七	抹消シタル登記ノ回復	債權金額	千分ノ四
十八	假登記	不動産每一箇	金四十錢
十九	附記登記	同	金四十錢
		同	金二十錢
二十	登記ノ更正、變更又ハ抹消	但シ一件ニ付稅額金二圓ヲ超ユルトキハ二圓トス	
		不動産每一箇	金二十錢
		但シ一件ニ付稅額金二圓ヲ超ユルトキハ二圓トス	
一	相續ニ因ル所有權ノ取得	船舶價格	千分ノ三
二	遺言、贈與其ノ他無償名義ニ因ル所有權ノ取得	同	千分ノ三十五
三	前各號以外ノ原因ニ因ル所有權ノ取得	同	千分ノ二十三
四	委付	同	千分ノ三
五	所有權ノ保存	同	千分ノ三

六	質借權ノ取得	同	千分ノ一
七	抵當權ノ取得	債權金額	千分ノ五・五
八	信託ノ登記	船舶價格	千分ノ三
	所有權ニ付テハ	同	千分ノ一
	所有權以外ノ權利ニ付テハ	債權金額	千分ノ五・五
九	競賣ノ申立	同	千分ノ四
十	假差押、假處分	同	千分ノ五・五
十一	抵當アル債權ノ差押	同	千分ノ四
十二	滯納處分以外ノ原因ニ因ル權利ノ處分ノ制限ニシテ特ニ掲ゲザルモノ		
十三	登記簿謄本ヲ提出セズシテ受ケタル特別登記簿ノ登記ヲ登記簿ニ移ス場合ニ於ケル	船舶每一箇	金一圓
十四	抹消シタル登記ノ回復	同	金四十錢
十五	假登記	同	金四十錢
十六	附記登記	同	金二十錢

船舶ニ關スル登記

十七	登記ノ更正、變更又ハ抹消	同	金二十錢
	不動產 但シ神社、寺院、祠宇、佛堂又ハ民法第三十四條ニ依リ設立シタル法人カ受益者ナルトキ	不動產價格	千分ノ四十
		同	千分ノ二十三
	船舶	船舶價格	千分ノ三十五
一	抵當權ノ取得	債權金額	千分ノ一
一ノ二	信託ノ登錄	同	千分ノ一
二	強制競賣、強制管理ノ申立	同	千分ノ一
三	登錄ノ更正、變更又ハ抹消	每一件	金二圓
一	抵當權ノ取得	債權金額	千分ノ一
二	信託ノ登記	同	千分ノ一
三	競賣、強制管理ノ申立	同	千分ノ一
四	假差押、假處分	同	千分ノ一
五	抵當アル債權ノ差押	同	千分ノ一
六	滯納處分以外ノ原因ニ因ル權	同	

鐵道抵當原簿又ハ軌道抵當原簿ノ登錄

工場財團登記簿、鑛業財團登記簿、漁業財團登記簿

登録税税率一覧表

又ハ自動車交通事業財團登記簿ノ登記	七	利ノ處分ノ制限ニシテ特ニ掲ゲザルモノ	毎一件	金二圓
	八	抹消シタル登記ノ回復	同	金二圓
	九	假登記	同	金二圓
	十	附記登記	同	金二圓
		登記ノ更正、變更ハ抹消	同	金二圓
農業用動産ノ抵當權ニ關スル登記	一	抵當權ノ取得	債權金額	千分ノ二 但シ稅額金二十錢未滿ナルトキハ二十錢トス
	二	抹消シタル登記ノ回復	農業用動産毎一箇	金十錢
	三	假登記	同	金十錢
	四	附記登記	同	金五錢
	五	登記ノ改正、變更又ハ抹消	但シ一件ニ付稅額金一圓ヲ超ユルトキハ一圓トス	
			農業用動産毎一箇	金十錢
			但シ一件ニ付稅額金一圓ヲ超ユルトキハ一圓トス	

船舶ノ登錄	一	新規登錄	金五十錢
	二	轉籍	同
	三	除籍	金五錢
	四	登錄ノ變更	船舶毎一箇 金十錢
		船舶ノ噸數ハ總噸數ニ依ル但シ十噸未滿ノ端數ハ十噸トシテ計算ス 石數ヲ以テ積量ヲ表示スル船舶ニ在テハ積石數百石ヲ十噸トシテ計算ス	
	一	合名會社、合資會社設立	財產ヲ目的トスル出資ノ價格	千分ノ五
	二	合名會社、合資會社出資增加	財產ヲ目的トスル增出資ノ價格	千分ノ五
	三	株式會社設立	拂込株金額	千分ノ五
	四	株式會社資本增加	增資拂込株金額	千分ノ五
	五	株式會社第二回以後ノ株金拂込	毎回拂込株金額	千分ノ五

商事會社其ノ他

六	株式合資會社設立	千分ノ五
七	株式合資會社資本増加	拂込株金額及財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格　千分ノ五
八	株式合資會社第二回以後ノ株金拂込	毎回拂込株金額　千分ノ五
九	合併又ハ組織變更ニ因ル會社ノ設立 但シ合併ニ因リ消滅シタル會社又ハ組織變更ヲ爲シタル會社ノ合併當時又ハ組織變更當時ノ拂込株金額及財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格ヲ超過スル金額ニ付テハ	拂込株金額及財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格　千分ノ一 増資拂込株金額及財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格　千分ノ五
十	合併ニ因ル會社資本ノ増加 但シ合併ニ因リ消滅シタル會社ノ合併當時ノ拂込株金額及財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格ヲ超過スル金額ニ付テハ	拂込株金額及財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格　千分ノ一 増資拂込株金額及財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格　千分ノ一

營利ヲ目的トスル法人ノ登記

十一	社債又ハ第二回以後ノ社債拂込 社ノ合併當時ノ拂込株金額及財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格ヲ超過スル金額ニ付テハ 商法第二百四條ノ拂込アリタル日（實出シノ方法ニ依リ發行シタル場合ニ於テハ實出濟ノ日）（社債ノ場合ニ於テハ償還期限ノ日）ヨリ最終ノ償還期限ニ至ル期間一年以下ノモノ 同三年以下ノモノ 同三年ヲ超ユルモノ	毎回拂込金額　千分ノ一 千分ノ二 千分ノ三
十二	支店設置	毎一箇所　金二十圓

十三	本店又ハ支店ノ移轉	毎一件	金十圓
十四	支配人ノ選任又ハ代理權ノ消滅	同	金十圓
十五	登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止	同	金十圓
	但シ商法施行法ニ依リ新ニ登記スベキ事項ノ登記事項ノ變更ト看做ス		
十六	登記ノ更正又ハ抹消	同	金十圓
十六ノ二	合名會社、合資會社設立ノ取消	同	金七圓
十七	解散	同	金七圓
十八	清算人ノ選任、解任又ハ變更	同	金二圓
十九	清算ノ結了	同	金二圓
	支店所在地ニ於テ前項各號ノ登記ヲ受クルトキ	同	金二圓
	朝鮮、臺灣、關東州、樺太若ハ南洋群島ニ於ケル法人又ハ外國會社	同	金二圓

	ガ登記ヲ受クルトキ		
一	恩給債券又ハ其ノ第二回以後ノ拂込	每回拂込金額	千分ノ二
二	恩給金庫ノ登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止	每一件	金十圓
	從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項各號ノ登記ヲ受クルトキ	同	金二圓
一	會社以外ノ商業登記、船舶管理人登記及夫婦財產制等ノ登記 商號ノ新設又ハ取得	每一件	金十圓
二	支配人ノ選任又ハ代理權ノ消滅	同	金十圓
三	船舶管理人ノ選任又ハ代理權ノ消滅	同	金十圓
四	商法第五條第七條ニ依ル登記	同	金五圓
五	民法第七百九十四條第七百十五條及第七百九十七條ニ依ル登記	同	金五圓
六	登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止	同	金二圓

國稅稅率一覽表

	七　登記ノ更正又ハ抹消 支店所在地ニ於テ前項各號ノ登記ヲ受クルトキ	同 同	金二圓 金一圓
辯護士名簿ノ登錄	一　新規登錄 二　登錄換 三　取消ノ請求		金二十圓 金十圓 金一圓
醫師、藥劑師、歯科醫師、助產婦、鍼灸師、按摩術營業者、理髮師、美容術營業者、鍼灸術營業者、柔道整復師、接骨師、看護婦、齒科技工士、歯科衛生士、歯科技工所、臨床檢査技師、衛生檢査技師、理學療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聽能士、義肢裝具士、臨床工學技士、救急救命士、歯科業者、鍼灸業者、柔道整復業者、接骨業者、看護師、准看護師、齒科技工士、歯科衛生士、歯科技工所、臨床檢査技師、衛生檢査技師、理學療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聽能士、義肢裝具士、臨床工學技士、救急救命士、歯科醫師、藥劑師、獸醫師、鍼灸師、柔道整復師、接骨師

著作權ノ登錄	一	著作權ノ移轉	每一件	金一圓
		相續	同	金五圓
	二	著作權ヲ目的トスル質權ノ設定	債權金額	千分ノ五・五
	三	前號ノ權利ノ移轉	每一件	金五十錢
		相續	同	金一圓
		相續以外ノ原因ニ因ル移轉	同	金二圓
	四	無名又ハ變名著作物ノ著作者ノ實名登錄	同	金一圓
	四ノ二	信託ノ登錄	債權金額	千分ノ四
	四ノ三	滯納處分以外ノ原因ニ因ル第一號及第二號ノ權利ノ處分ノ制限	每一件	金一圓
	四ノ四	著作年月日ノ登錄	同	金五十錢
	四ノ五	抹消シタル登錄ノ回復	同	金五十錢
	四ノ六	假登錄	同	金五十錢

出版權ノ登錄	一	出版權ノ設定	每一件	金十圓
	二	出版權ノ移轉	同	金一圓
		相續	同	金五圓
		相續以外ノ原因ニ因ル移轉	債權金額	千分ノ五・五
	三	出版權ヲ目的トスル質權ノ設定	每一件	金五十錢
	四	前號ノ權利ノ移轉	同	金一圓
		相續	同	金一圓
		相續以外ノ原因ニ因ル移轉	債權金額	千分ノ四
	五	信託ノ登錄	每一件	金五十錢
	六	滯納處分以外ノ原因ニ因ル第一號乃至第三號ノ權利ノ處分ノ制限	同	金五十錢
	七	抹消シタル登錄ノ回復	同	金二十錢
	八	假登錄	同	金二十錢
	九	登錄ノ更正、變更又ハ抹消	同	金二十錢

		特許ニ關スル登録		
一	特許權ノ移轉相續		每一件	金一圓
	相續以外ノ原因ニ因ル移轉		同	金十圓
二	實施權ノ設定又ハ保存		同	金五圓
三	前二號ノ權利ヲ目的トスル質權ノ設定		債權金額	千分ノ五・五
四	前二號ノ權利ノ移轉相續		每一件	金五十錢
	相續以外ノ原因ニ因ル移轉		同	金二圓
五	信託ノ登錄		同	金二圓
六	滯納處分以外ノ原因ニ因ル第一號乃至第三號ノ權利ノ處分ノ制限		債權金額	千分ノ四
七	代理人ノ選任又ハ代理權ノ登錄		每一件	金五十錢
八	抹消シタル登錄ノ回復		同	金五十錢
九	假登錄		同	金五十錢

		意匠ニ關スル登錄		
十	登錄ノ更正、變更又ハ抹消		每一件	金五十錢
一	意匠權ノ移轉相續		每一件	金一圓
	相續以外ノ原因ニ因ル移轉		同	金二圓
二	實施權ノ設定又ハ保存		同	金一圓
三	前二號ノ權利ヲ目的トスル質權ノ設定		債權金額	千分ノ五・五
四	前二號ノ權利ノ移轉相續		每一件	金五十錢
	相續以外ノ原因ニ因ル移轉		同	金一圓
五	信託ノ登錄		同	金一圓
六	滯納處分以外ノ原因ニ因ヲ第一號乃至第三號ノ權利ノ處分ノ制限		債權金額	千分ノ四
七	代理人ノ選任又ハ代理權ノ登錄		每一件	金五十錢
八	抹消シタル登錄ノ回復		同	金五十錢

九	仮登録	同	同	金五十銭
十	登録ノ更正、変更又ハ抹消	同	同	金二十銭
	実用新案ニ関スル登録			
一	実用新案権ノ移転			
	相続	毎一件	金一円	
	相続以外ノ原因ニ因ル移転	同	金五円	
二	実施権ノ設定又ハ保存	同	金二円	
三	前二号ノ権利ヲ目的トスル質権ノ設定	債権金額	千分ノ五・五	
四	前二号ノ権利ノ移転			
	相続	毎一件	金五十銭	
	相続以外ノ原因ニ因ル移転	同	金一円	
五	信託ノ登録	同	金一円	
六	滞納処分以外ノ原因ニ因ル第一号乃至第三号ノ権利ノ処分ノ制限	債権金額	千分ノ四	
七	代理人ノ選任又ハ代理権ノ登録	毎一件	金五十銭	

八	抹消シタル登録ノ回復	毎一件	金五十銭	
九	仮登録	同	金五十銭	
十	登録ノ更正、変更又ハ抹消	同	金二十銭	
	商標ニ関スル登録			
一	商標権ノ移転			
	相続	毎一件	金一円	
	相続以外ノ原因ニ因ル移転	同	金十円	
二	信託ノ登録	同	金二円	
三	代理人ノ選任又ハ代理権ノ登録	同	金五十銭	
四	抹消シタル登録ノ回復	同	金五十銭	
五	仮登録	同	金五十銭	
六	登録ノ更正、変更ハ又抹消	同	金五十銭	
一	試掘権ノ設定	毎一件	金百円	
二	試掘権ノ変更	同	金四十五円	
	増区又ハ増減区	同	金十円	

鑛業權ニ關スル登錄			
三	試掘權ノ移轉		
	相續	同	金十圓
	相續以外ノ原因ニ因ル移轉	同	金四十五圓
四	採掘權ノ設定		
	新規登錄	同	金二百圓
	鑛區合併	同	金五十圓
	鑛區分割	設定鑛區毎一箇	金五十圓
五	採掘權ノ變更		
	鑛區訂正	毎一件	金五十圓
	增區又ハ增減區	同	金百圓
	減區	同	金二十圓
六	採掘權ノ移轉		
	相續	同	金二十圓
	相續以外ノ原因ニ因ル移轉	同	金百圓
七	抵當權ノ設定		
	新規登錄	債權金額	千分ノ五・五

登錄			
八	鑛業法第三十五條第二項ニ基キ爲シタル承諾及篤定ニ因ル設定	毎一件	金五圓
	順位ノ變更ニ因ル抵當權ノ變更	同	金十圓
九	抵當權ノ移轉		
	相續	同	金五圓
	相續以外ノ原因ニ因ル移轉	同	金十圓
十	信託ノ登錄	同	金十圓
十一	共同鑛業權者ノ脫退	同	金五圓
十二	滯納處分以外ノ原因ニ因ル鑛業權又ハ抵當權ノ處分ノ制限	債權金額	千分ノ四
十三	廢業ニ因ル鑛業權ノ消滅	毎一件	金五圓
十四	抹消シタル登錄ノ回復	同	金四十錢
十五	假登錄	同	金四十錢
十六	登錄ノ更正、變更又ハ抹消	同	金二十錢

一	砂鉱権ノ設定		
	新規登録	採取區域	每一件
		河床ハ每二里迄其ノ他ハ每十萬坪迄	金十五圓
	砂鉱區合併	每一件	金三圓
二	砂鉱區分割	設定砂鉱區每一箇	金三圓
	砂鉱権ノ變更		
	増區	採取區域	
		河床ハ每二里迄其ノ他ハ每十萬坪迄	金十五圓
	減區	每一件	金一圓
		但シ増區ト同時ニ爲ス減區ニ付テハ此ノ限ニ在ラス	
三	砂鉱権ノ移轉	每一件	金五圓
	相續	同	金十五圓
	相續以外ノ原因ニ因ル移轉		
四	抵當権ノ設定	債權金額	千分ノ五・五
	新規登録		

	砂鉱權ニ關スル登録		
五	砂鉱區ノ合併又ハ分割ノ出願ニ付砂鉱法ニ基キ爲シタル承諾又ハ協定ニ因ル設定	每一件	金五圓
	順位ノ變更ニ因ル抵當權ノ變更	同	金十圓
六	抵當権ノ移轉		
	相續	每一件	金五圓
	相續以外ノ原因ニ因ル移轉	同	金十圓
七	信託ノ登録	同	金五圓
八	滯納處分以外ノ原因ニ因ル砂鉱權又ハ抵當權ノ處分ノ制限	債權金額	千分ノ四
九	廢業ニ因ル砂鉱權ノ消滅	每一件	金一圓
十	抹消シタル登録ノ回復	同	金四十錢
十一	假登録	同	金四十錢
十二	登録ノ更正、變更又ハ抹消	同	金二十錢
一	漁業權ノ移轉		
	相續	每一件	金一圓

	漁業權等ニ關スル登錄			
二	漁業權ノ持分ノ移轉	相續	每一件	金五圓
		相續以外ノ原因ニ因ル移轉	同	金四十錢
三	入漁權ノ設定	同	同	金一圓
四	入漁權ノ保存	同	同	金三圓
五	入漁權ノ移轉	相續	同	金五十錢
		相續以外ノ原因ニ因ル移轉	同	金五十錢
六	入漁權ノ持分ノ移轉	相續	同	金二圓
		相續以外ノ原因ニ因ル移轉	同	金二十錢
七	賃借權ノ取得	相續	同	金五十錢
		相續以外ノ原因ニ因ル取得	同	金二圓
八	先取特權ノ保存又ハ取得		債權金額又ハ工事費用豫算金額	千分ノ五・五

	抵當權ノ設定又ハ移轉	設定	債權金額	千分ノ五・五
九		相續	每一件	金一圓
		相續以外ノ原因ニ因ル移轉	同	金二圓
十	信託ノ登錄		同	金二圓
十一	競賣、强制管理ノ申立		債權金額	千分ノ五・五
十二	假差押、假處分		同	千分ノ四
十三	抵當アル債權ノ差押		同	千分ノ五・五
十四	滯納處分以外ノ原因ニ因ル權利ノ處分ノ制限ニシテ特ニ揭ゲザルモノ		同	千分ノ四
十五	抹消シタル登錄ノ回復		每一件	金四十錢
十六	假登錄		同	金四十錢
十七	附記登錄		同	金二十錢
十八	登錄ノ更正、變更又ハ抹消		同	金二十錢

法人ノ合併ニ因リ不動產又ハ船舶ノ價格　千分ノ三

不動産、船舶ノ登記	
保險契約全部ノ移轉契約ニ因ル不動産、船舶ノ登記	
	但シ他ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ガ右ニ依リ算出シタル稅額ヨリ少キトキハ其ノ稅額ニ依ル
同	

通行稅

種別	區分	稅額
普通乘車船	一等	同數二十回以下ナルトキ 六錢 同數二十回以下ナルトキ 三錢 同數五十回以下ナルトキ 十錢 同數五十回ヲ超ユルトキ 五錢
	二等	同數二十回以下ナルトキ 三十錢 同數二十回以下ナルトキ 十五錢 同數五十回以下ナルトキ 十二錢 同數五十回ヲ超ユルトキ 六錢
	三等	同數二十回以下ナルトキ 六十錢 同數二十回以下ナルトキ 三十錢 同數五十回以下ナルトキ 二十錢 同數五十回ヲ超ユルトキ 十錢
同數乘車船	三等	同數二十回以下ナルトキ 一圓二十錢 同數二十回以下ナルトキ 六十錢 同數五十回以下ナルトキ 四十錢 同數五十回ヲ超ユルトキ 二十錢
	二等	同數二十回以下ナルトキ 二圓四十錢 同數二十回以下ナルトキ 一圓二十錢 同數五十回以下ナルトキ 九十錢 同數五十回ヲ超ユルトキ 四十錢
	一等	同數二十回以下ナルトキ 三圓六十錢 同數二十回以下ナルトキ 一圓八十錢 同數五十回以下ナルトキ 一圓三十錢 同數五十回ヲ超ユルトキ 六十錢
普通乘車船ニ對スル稅額ノ五十倍	小兒（十二歲未滿）ハ半額	
普通乘車船ニ對スル稅額ノ二十倍	小兒（十二歲未滿）ハ半額	

種別	區分	稅額
定期乘車船	契約期間一月內ナルトキ	普通乘車船ニ對スル稅額ノ五倍
	契約期間三月內ナルトキ	同 十倍
	契約期間六月內ナルトキ	同 二十倍
	契約期間六月ヲ超ルトキ	同 三十倍
團體乘車船	人員百人以下ナルトキ	普通乘車船ニ對スル稅額ノ五十倍
	人員二百人以下ナルトキ	同 二十倍
	人員二百人ヲ超ユルトキ	同
貸切乘車船	一等及二等	貸切運賃ノ百分ノ十
	三等	同 百分ノ五

但シ稅額ハ普通乘車船ニ對スル稅額ニ乘客定員數ヲ乘ジタル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

酒造稅

酒稅中淸酒、白酒、味淋及燒酎ノ造石稅ハ酒造稅法第四條ノ規定ニ拘ラズ臨時租稅增徵法ノ稅率ニ依ル

酒造稅法		臨時租稅增徵法
區分	稅率	區分 稅率

第一種	酒精分二十三度以下ノ清酒	一石ニ付三十六圓
第二種	酒精分二十三度以下ノ清酒及白酒並ニ酒精分三十度以下ノ味淋及燒酎	一石ニ付四十圓
第三種	酒精分三十度ヲ超エ四十五度以下ノ燒酎	一石ニ付前號ノ酒精分三度ヲ超ユル毎ニ一圓五十錢ヲ加ヘタル金額
	酒精分二十三度ヲ超ユル清酒、濁酒、白酒、酒精分	一石ニ付酒精分

一	酒精分二十三度以下ノ清酒及白酒並ニ酒精分三十度以下ノ味淋及燒酎	一石ニ付四十圓但シ連續式蒸餾機ニ依リ製造シタル燒酎ニ付テハ一石ニ付二圓ヲ加ヘタル金額
二	酒精分三十度ヲ超エ四十五度以下ノ燒酎	一石ニ付四十五圓但シ連續式蒸餾機ニ依リ製造シタル金額ニ付テハ一石ニ付酒精分三度ヲ超ユル毎ニ一圓七十錢ヲ加ヘタル金額
	酒精分二十三度ヲ超ユル清酒及白酒	一石ニ付酒精分一

第四種	三十度ヲ超ユル味淋及酒精分四十五度ヲ超ユル燒酎
	一度毎ニ一圓八十錢
三	酒精分三十度ヲ超ユル味淋並ニ酒精分四十五度ヲ超ニル燒酎
	度毎ニ二圓十五錢

酒精及酒精含有飲料稅

區分	酒精及酒精含有飲料稅法稅率	臨時租稅增徵法增徵額
酒精及酒精含有飲料	一石ニ付原容量百分中純酒精ノ容量一箇毎ニ一圓八十錢但シ一石ニ付四十二圓ノ割合ヲ下ルコトヲ得ズ	同上稅率二十圓ヲ五十圓トシタル場合ノ差增額

麥酒稅

區分	麥酒稅法稅率	臨時租稅增徵法增徵額
麥酒	一石ニ付二十五圓	同上稅率二十五圓ヲ三十五圓トシタル場合ノ差增額

清涼飲料税

區分	清涼飲料税法税率	改正支那事變特別税法税率
第一種　玉ラムネ壜詰ノモノ	一石ニ付七圓	一石ニ付八圓五十錢
第二種　其ノ他ノ壜詰ノモノ	一石ニ付十圓	一石ニ付十五圓
第三種　壜詰以外ノモノ	炭酸瓦斯使用量一瓲ニ付三圓	炭酸瓦斯使用量一瓲ニ付四圓五十錢

印紙税

區分	税率
一　不動産、鑛業財團、軌道財團、自動車交通事業財團又ハ船舶ノ所有權移轉ニ關スル證書	記載金高五十圓以下ノモノ　二錢 同　百圓以下ノモノ　三錢 同　五百圓以下ノモノ　十錢 同　千圓以下ノモノ　二十錢 同　一萬圓以下ノモノ　五十錢 同　一萬圓ヲ超ユルモノ　一圓
二　消費貸借ニ關スル證書	記載金高ナキモノ　三錢
三　請負ニ關スル證書	
四　運送ニ關スル證書	
五　傭船契約書	
六　委任狀	
七　約束手形	
八　爲替手形	
九　銀行預金證書	
十　産業組合又ハ産業組合聯合會ノ證書	一通毎ニ　二錢
十一　産業組合聯合會、漁業組合、漁業組合聯合會、商工組合中央金庫、工業組合、工業組合聯合會、工業小組合、商業組合、商業組合聯合會、貿易組合、貿易組合聯合會ノ發スル出資證券	
十二　船荷證券	
十三　運送貨物引換證	一通毎ニ　三錢
十四　倉庫證券	
十五　保險證券	
十六　株券	
十七　債券	

十八	相互保険会社ノ發スル基金証券		
十九	株式申込證		
二十	社債申込證		
二十一	地上權、永小作權又ハ地役權ニ關スル證書		
二十二	使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託又ハ定期金ニ關スル證書		
二十三	信託行爲ニ關スル證書		
二十四	無盡ニ關スル證書		
二十五	定款又ハ組合契約書		
二十六	權利ノ變更ニ關スル證書		
二十七	追認又ハ承認ニ關スル證書		
二十八	物品切手	記載金高三圓以下ノモノ	三錢
		同 五圓以下ノモノ	十錢
		同 十圓以下ノモノ	三十錢
		同 二十圓以下ノモノ	六十錢

二十九	受取書	同 三十圓以下ノモノ	九十錢
三十	賃權、地當權ニ關スル證書	同 五十圓以下ノモノ一圓五十錢	
三十一	前各號以外ノ證書	同 百 圓以下ノモノ二 圓	
三十二	預金通帳	同 百圓ヲ超ユ 百圓又ハ其ノ端數毎ニ三圓	
三十三	前號以外ノ通帳	記載金高ナキモノ	三錢
三十四	判取帳	一通又ハ	
		一冊一年以内ノ附込毎ニ	三錢
		一冊一年以内ノ附込毎ニ	五錢
		一冊一年以内ノ附込毎ニ	五十錢

備考　二十八物品切手ニ對スル税率ハ改正支那事變特別税法第十一條ノ二ノ規定ニ依リ增徵前ハ一通ニ付三錢

入場稅

區分	稅率
第一種 一　演劇、活動寫眞、演藝又ハ興行ヲ催ス場所 二　競馬場 三　博覽會場、展覽會場、遊園地	入場料ノ百分ノ十
第二種 一　舞踏場、麻雀場、撞球場 二　ゴルフ場、スケート場	入場料ノ百分ノ十

特別入場稅

區分	稅率
學生生徒又ハ運動競技ヲ爲スコトヲ業トセザル者ノ該競技ヲ行フ競技場	特別入場料ノ百分ノ十

物品稅

區分		稅率
第一種 甲類 一　貴石若ハ半貴石又ハ之ヲ用ヒタル製品 二　眞珠又ハ眞珠ヲ用ヒタル製品 三　貴金屬製品又ハ金若ハ白金ヲ用ヒタル製品 四　鼈甲製品 五　珊瑚製品 六　毛皮又ハ毛皮製品 七　羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品		物品ノ價格百分ノ十五
乙類 八　時計 九　文房具 十　身邊用細貨類 十一　化粧用具 十二　喫煙用具		

第二種

十三	帽子、杖、傘及傘	
十四	靴及トランク	
十五	靴及履物	
十六	書畫及骨董	
十七	室內裝飾用品	
十八	玩具	
十九	運動具	
二十	照明器具	
二十一	電氣器具及瓦斯器具	
二十二	園藝及將棋用具	
二十三	家具	
二十四	漆器、陶磁器及硝子製器具ニシテ別號ニ揭ゲザルモノ	
二十五	貴金屬ヲ鍍シ又ハ張リタル製品ニシテ別號ニ揭ゲザルモノ	
二十六	皮革製品ニシテ別號ニ揭ゲザルモノ	
二十七	織物、メリヤス、レース、フエルト及同製品	
二十八	果物	
	物品ノ價格	百分ノ十

甲類

一	寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同部分品及附屬品	
二	寫眞用ノ乾板、フィルム及感光紙	
三	蓄音器及同部分品	
四	蓄音器用レコード	
五	樂器、同部分品及附屬品	
六	雙眼鏡及望眼鏡	
七	銃及同部分品	
八	藥莢及彈丸	
九	ゴルフ用具、同部分品及附屬品	
十	娛樂用ノモーターボート、スカール及ヨット	
十一	撞球用具	
十二	ネオン管及同變壓器	
十三	喫煙用ライター	
十四	乘用自動車	
十五	化粧品	

乙類

十六	ラヂオ聽取機及同部分品	
十七	受信用眞空管、摩擦用增幅器及按摩器	
十八	屬具及同部分品	
	物品ノ價格	百分ノ十五

眞飲食稅

十九	暖房用ノ電氣、瓦斯又ハ礦油ストーブ			
二十	冷藏器及同部分品			
二十一	金庫及鋼鐵製家具			
二十二	シャンプー及洗粉			
二十三	紅茶、珈琲及其ノ代用物竝ニココア			
二十四	嗜好飲料但酒類及清涼飲料ヲ除ク			
第三種				
一	鯨尺	千本ニ付	五錢	
二	酒類			
イ	清酒、白酒、味淋、燒酎及麥酒	一石ニ付	十圓	
ロ	葡萄酒及果實酒（酒精及酒精含有飲料稅法第三條ノ二及同第三條ノ三ニ規定スルモノヲ）其ノ他ノ酒類ニシテ酒精及酒精含有飲料稅法ノ適用ヲ受クルモノ	一石ニ付	十五圓	
ハ		一石ニ付	十四圓	
三	飴、葡萄糖及麥芽糖	百斤ニ付	一圓五十錢	
イ	麥芽糖化ノ方法ニ依リ製造シタル飴	百斤ニ付	二圓	
ロ	其ノ他ノ飴竝ニ葡萄糖及麥芽糖	物品ノ價格	百分ノ十	

種別	稅率
藝妓ノ花代	遊興飲食ノ料金　百分ノ二十
其ノ他	遊興飲食ノ料金　百分ノ十

織物消費稅

區分	稅率
織物	織物ノ價格　百分ノ九

揮發油稅

區分	稅率
揮發油	一キロリットルニ付　十三圓二十錢

砂糖消費稅

砂糖消費稅法	區分	稅率
一 砂糖 第一種 相和爾標本第十一號未滿ノ砂糖	甲 樟入黑糖及樟入白下糖但シ分蜜シタル黑糖ノ白下糖以外ノ砂糖ヲ製造シ又ハ一部ニ於テ製造シタル全部及ノ一部ノ新式機械ニ依リ製造シタルモノヲ除ク	百斤ニ付九十錢
	乙 其ノ他ノモノ	百斤ニ付二圓二十五錢

臨時租稅增徵法	區分	稅率
一 砂糖 第一種 相和爾標本第十一號未滿ノ砂糖	甲 樟入黑糖及樟入白下糖但シ分蜜シタル黑糖ノ白下糖以外ノ砂糖ヲ製造シ又ハ一部ニ於テ製造シタル全部及ノ一部ノ新式機械ニ依リ製造シタルモノヲ除ク	百斤ニ付一圓
	乙 其ノ他ノモノ	百斤ニ付二圓七十錢

改正支那事變特別稅法	區分	稅率
一 砂糖 第一種 相和爾標本第十一號未滿ノ砂糖	甲 樟入黑糖及樟入白下糖但シ分蜜シタル黑糖ノ白下糖以外ノ砂糖ヲ製造シ又ハ一部ニ於テ製造シタル全部及ノ一部ノ新式機械ニ依リ製造シタルモノヲ除ク	百斤ニ付一圓七十錢
	乙 其ノ他ノモノ	百斤ニ付四圓

一 砂糖 第二種 相和爾標本第十一號未滿ノ砂糖	甲 樟入黑糖及樟入白下糖但シ分蜜シタル黑糖ノ白下糖以外ノ砂糖ヲ製造シ又ハ一部ニ於テ製造シタル全部及ノ一部ノ新式機械ニ依リ製造シタルモノヲ除ク	百斤ニ付一圓四十八錢
	乙 其ノ他ノモノ	百斤ニ付二圓二十五錢
第三種 相和爾標本第十一號未滿ノ砂糖	甲 樟入黑糖及樟入白下糖但シ分蜜シタル黑糖ノ白下糖以外ノ砂糖ヲ製造シ又ハ一部ニ於テ製造シタル全部及ノ一部ノ新式機械ニ依リ製造シタルモノヲ除ク	百斤ニ付一圓二十錢
	乙 其ノ他ノモノ	百斤ニ付二圓七十錢
第四種 相和爾標本第十一號以上ノ砂糖	甲 樟入黑糖及樟入白下糖但シ分蜜シタル黑糖ノ白下糖以外ノ砂糖ヲ製造シ又ハ一部ニ於テ製造シタル全部及ノ一部ノ新式機械ニ依リ製造シタルモノヲ除ク	百斤ニ付一圓四十錢
	乙 其ノ他ノモノ	百斤ニ付二圓五十錢
第五種 氷砂糖、棒砂糖、角砂糖、其ノ他類似ノモノ	甲 樟入黑糖及樟入白下糖但シ分蜜シタル黑糖ノ白下糖以外ノ砂糖ヲ製造シ又ハ一部ニ於テ製造シタル全部及ノ一部ノ新式機械ニ依リ製造シタルモノヲ除ク	百斤ニ付一圓六十錢
	乙 其ノ他ノモノ	百斤ニ付二圓八十錢

二	糖蜜	第一種	氷砂糖	甲	糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量ノ百分ノ七十ヲ超エサルモノ	百斤ニ付二圓七十錢
		ヲ製造スルトキニ生ズル糖蜜		乙	其ノ他ノモノ	糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量百斤ニ付七圓七十五錢
			第二種ノ糖蜜	甲	糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全百斤ニ付	
				乙	其ノ他ノモノ	糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量百斤ニ付九圓
三	雜水			甲	糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量ノ百分ノ六十ヲ超エサルモノ	百斤ニ付二圓二十五錢
				乙	其ノ他ノモノ	百斤ニ付六圓七十五錢

二	糖蜜	第一種ヲ製造スルトキニ生ズル糖蜜	氷砂糖	甲	糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量ノ百分ノ七十ヲ超エザルモノ	百斤ニ付三圓五十錢
				乙	其ノ他ノモノ	糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量百斤ニ付八圓
			第二種ノ糖蜜	甲	糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全百斤ニ付	
				乙	其ノ他ノモノ	糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量百斤ニ付四圓三十錢
三	雜水			甲	糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量ノ百分ノ六十ヲ超エザルモノ	百斤ニ付四圓六十錢
				乙	其ノ他ノモノ	百斤ニ付七圓八十錢

區分	稅率
一組每ニ	三圓
一組每ニ	五十錢

稅別	取引所稅法	區分	一種稅	稅率
	臨時租稅增徵法	增徵額		
	支那事變特別稅法	增徵額		

取引所營業稅	取引稅			
	第一種地方債證券又ハ社債券ノ賣買取引	甲 期限ヲ以テ賣買スヘキ取引ニ屬スルモノ	七日以內ノ期限ヲ以テ賣買スヘキ取引ニ屬スルモノ	賣買各約定金高萬分ノ〇・六
		乙 其ノ他ノモノ	同	同 萬分ノ一
	第二種有價證券ノ賣買取引	甲 期限ヲ以テ賣買スヘキ取引ニ屬スルモノ	七日以內ノ期限ヲ以テ賣買スヘキ取引ニ屬スルモノ	同 萬分ノ一・五
		乙 其ノ他ノモノ	同	同 萬分ノ二・五
手數料收入金額百分ノ十五				
同上稅率百分ノ十五ヲ百分ノ十六・五トシタル場合ノ差增額			同上稅率萬分ノ一・五ヲ萬分ノ二・七トシタル場合ノ差增額	
			同上稅率萬分ノ二・五ヲ萬分ノ四・五トシタル場合ノ差增額	
			同上ノ規定ニ拘ラズ取引所稅法稅率萬分ノ一・五ヲ萬分ノ四トシタル場合ノ差增額	
			同上ノ規定ニ拘ラズ取引所稅法稅率萬分ノ二・五ヲ萬分ノ六トシタル場合ノ差增額	

取引稅			
第三種商品ノ賣買取引	甲 銘柄又ハ等ニ相對賣買ノ方法ニ依リテ行フ取引ニ於テノミ差金ノ授受ニテ決濟ヲ決濟スル取引ニ屬スルモノ	同 萬分ノ一・二五	
	乙 其ノ他ノモノ	同 萬分ノ二、五	
			場合ノ差增額
			シタル場合ノ差增額

特許免許稅

區分	稅率
一等　所得稅二百圓以上ヲ納ムル者又ハ其ノ家族	五十圓
二等　所得稅ヲ納ムル者又ハ其ノ家族	三十圓
三等　一等及二等以外ノ者	十五圓

國稅納期限月別表

月別	項目	收納區分	納期限	備考
一月	所得稅	第三種所得稅	前年第三期　年額ノ四分ノ一	一日ヨリ三十一日限	市町村ニ於テ徵收
	臨時利得稅	個人臨時利得稅	前年第三期　年額ノ四分ノ一	同　上	同　上
	地租	田租	前年第一期　年額ノ四分ノ一	同　上	同　上
		宅地租	前年第二期　年額ノ二分ノ一	同　上	同　上
	外貨債特別稅	外貨債特別稅	前年七月一日ヨリ十二月三十一日迄ニ收入シタル利子ニ對スル分	三十一日限	
	兌換銀行券發行稅	兌換銀行券發行稅	後事業年度分	末日限	
二月	地租	田租	前年第二期　年額ノ四分ノ一	一日ヨリ末日限	同　上
			前々年十月一日ヨリ前年四月三十日迄査定石數		

月別	項目	收納區分	納期限	備考
酒稅	酒造稅	第三期	ニ係ル稅額四分ノ一及前年五月一日ヨリ九月三十日迄査定石數ニ係ル稅額二分ノ一	十六日ヨリ二十八日限	
三月	所得稅	第三種所得稅	前年第四期　年額ノ四分ノ一	一日ヨリ三十一日限	同　上
	臨時利得稅	個人臨時利得稅	前年第四期　年額ノ四分ノ一	同　上	同　上
	地租	田租	前年第三期　年額ノ四分ノ一	同　上	同　上
	營業稅	營產稅	前年分	本月中	
		特別營產稅	前年分	同　上	
	酒稅	酒造稅	第四期　第一期ヨリ第三期迄納額ノ殘數	十六日ヨリ三十一日限	
五月	地租	田租	前年第四期　年額ノ四分ノ一	一日ヨリ三十一日限	同　上

九月	八月					七月					
地租	兌換銀行券發行稅	資本利子稅	營業收益稅	個人營業收益稅	所得稅	地租	外貨債特別稅	臨時利得稅	個人臨時利得稅	所得稅	第三種所得稅
畑租、雜地租	兌換銀行券發行稅	乙種資本利子稅	營業收益稅	個人營業收益稅	第三種所得稅	宅地租	外貨債特別稅	臨時利得稅	個人臨時利得稅	第三種所得稅	第一期
酒稅					第一期	酒稅				第一期	年額ノ四分ノ一
酒造稅					第一期	酒造稅				第一期	年額ノ四分ノ一
地租					第一期	地租				第一期	年額ノ二分ノ一
畑租、雜地租					第一期	地租				第一期	年額ノ二分ノ一
酒稅					第一期	酒稅				第一期	年額ノ二分ノ一
酒造稅					第一期	酒造稅				第一期	年額ノ二

每月入場稅				
資本利子稅	甲種資本利子稅	前月分	十日限	
同上	同上	同上	同上	
利益配當稅	利益配當稅	同上	同上	
公債及社債利子稅	公債及社債利子稅	同上	同上	
有價證券移轉稅	有價證券移轉稅	同上	同上	
酒稅	麥酒稅	前月分査定石數ニ係ル稅額	本月中	
同上	酒精及酒精含有飲料稅	前月分査定石數ニ係ル稅額	同上	
清涼飲料稅	清涼飲料稅	前月分	末日限	
取引所稅	取引所營業稅	同上	同上	
同上	取引稅	同上	同上	
通行稅	通行稅	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	

區分	項目	納期區分	納期限	備考
遊興飲食稅	遊興飲食稅	前月分	末日限	
物品稅	物品稅	同上	同上	

●北海道、鹿兒島縣大島郡及沖繩縣ノ地租特別納期

區分	項目	收納區分	納期限	備考
北海道	地租	宅地租	前年第一期 年額ノ二分ノ一	二月一日ヨリ末日限	市町村ニ於テ徵收
同上	同上	田租、畑租及雜地租	前年第一期 年額ノ二分ノ一	二月一日ヨリ末日限	同上
同上	同上	宅地租	第一期 年額ノ二分ノ一	八月一日ヨリ三十一日限	同上
同上	同上	田租、畑租及雜地租	前年第二期 年額ノ二分ノ一	五月一日ヨリ三十一日限	同上
同上	同上	宅地租	前年第一期 年額ノ二分ノ一	五月一日ヨリ三十一日限	同上
同上	同上	田租、畑租及雜地租	第一期 年額ノ二分ノ一	八月一日ヨリ三十一日限	同上
鹿兒島縣	十島村	田租、畑租及雜地租	前年分 年額全部	三月一日ヨリ八月三十一日限	同上
同上	十島村ノ除ク	同上	同上	五月一日ヨリ三十一日限	同上
那覇市首里市		畑租及雜地租	前年分	同上	同上

沖縄縣						
島尻郡 中頭郡 國頭郡	同上	田租及宅地租	其年分	八月一日ヨリ三十一日限	市町村ニ於テ徴收	
宮古郡 平良村字 川満、 下地、 八重山郡 八重山村 字登野城 與那國	同上	田租、畑租、宅地租及雜地租	前年分	三月一日ヨリ七月三十一日限	同上	
宮古郡 （平良村、 字川満、 下地、 城ノ下ヲ除ク） 八重山郡 （八重山村 字登野城 與那國 ヲ除ク）	同上	宅地租及雜地租	前年分	三月一日ヨリ三十一日限	同上	
		畑租及雜地租	前年分	三月三十一日ヨリ三十一日限	同上	
		田租	其年分	七月一日ヨリ三十一日限	同上	

備考

沖縄縣及伊豆七島ニ於テ舊慣ニ依リ徴收スル租稅ノ納期ヲ除ク

◎稅務監督局名稱位置及管轄區域表

名稱	位置	管轄區域	
東京稅務監督局	東京市麹町區大手町一丁目	東京府 山梨縣	神奈川縣 栃木縣	埼玉縣 茨城縣	千葉縣 群馬縣
大阪稅務監督局	大阪市北區中之島四丁目	大阪府 和歌山縣 富山縣	京都府 滋賀縣 香川縣	兵庫縣 福井縣 德島縣	奈良縣 石川縣 高知縣
札幌稅務監督局	札幌市大通西七丁目	北海道			
仙臺稅務監督局	仙臺市北一番丁	宮城縣 青森縣	岩手縣 山形縣	福島縣	秋田縣
名古屋稅務監督局	名古屋市中區古澤町	愛知縣 長野縣	靜岡縣 新潟縣	三重縣	岐阜縣
廣島稅務監督局	廣島市八丁堀	廣島縣 島根縣	山口縣 愛媛縣	岡山縣	鳥取縣
熊本稅務監督局	熊本市鎭兵町	熊本縣 佐賀縣	福岡縣 鹿兒島縣	大分縣 宮崎縣	長崎縣 沖繩縣

稅務監督局名稱位置及管轄區域表　八九

◎税務署名稱位置及管轄區域表

税務署名稱位置及管轄區域表ノ署名索引

署名索引中　濁ノ二音ニ亘ルモノ又ハ重複セル署名ノ頭文字早見　（括弧内ハ五十音ヲ示ス）

鰺	（ア）	天	（ア）	安	（ア・ヤ）	相	（ア・ソ）	厳	（イ）	上（ウ・カ）
江	（エ）	小	（オ・コ）	恵	（オ）	帯	（オ）	遠	（オ・ト）	飫（オ）
大	（オ・タ）	飯	（カ）	神	（カ・コ）	川	（カ・セ）	北	（キ・ホ）	久（ク）
郷	（ク・コ）	高	（コ・タ）	座	（サ・モ）	三	（サ・ミ）	西	（サ・ニ）	新（シ・ニ）
水	（ス・ミ）	武	（タ・フ）	平	（タ・ヒ）	龍	（タ・リ）	土	（ツ・ト）	東（ト・ヒ）
直	（ニ）	日	（ニ・ヒ）	坂	（ハ）	八	（ハ・ヤ）	留	（ル）	稚（ワ）

○ア行ノ部

五十音順	税務署名	道府縣名	税務監督局名
ア	荒川	東京府	東京局
ア	青梅	〃	〃
ア	足利	栃木縣	〃
ア	麻生	茨城縣	〃
ア	明石	兵庫縣	大阪局
ア	赤間	高知縣	〃
ア	安曇	〃	〃
ア	網走（ヌ）	〃	〃
ア	旭川	北海道	札幌局
ア	秋田	秋田縣	仙臺局
ア	青森	青森縣	〃
ア	鰺ヶ澤（ア）	青森縣	〃
ア	相川	新潟縣	名古屋局
ア	厚狭（ア）	山口縣	廣島局
ア	味野	岡山縣	〃
ア	天草	熊本縣	鹿本局
イ	板橋	東京府	東京局
イ	茨木	大阪府	大阪局

イ		
伊丹	兵庫県	大阪局
今津	滋賀県	〃
池田	徳島県	〃
岩見沢	北海道	札幌局
石巻	宮城県	仙臺局
一関	岩手県	〃
一宮	愛知県	名古屋局
岩村田	長野県	〃
伊那	〃	〃
飯田	〃	〃
糸魚川	新潟県	〃

イ		
岩国	山口県	廣島局
今市	島根県	〃
今治	愛媛県	〃
飯塚	福岡県	熊本局
厳原	長崎県	〃
岩川	鹿児島県	〃

ウ		
蘆花	東京府	東京局
宇都宮	栃木県	〃
浦和	埼玉県	〃
蘆花	東京府	東京局
浦河	北海道	札幌局
魚津	富山県	大阪局

ウ		
宇治山田	三重県	名古屋局
上野	三重県	〃
上田	長野県	〃
卯之町	愛媛県	廣島局
宇和島	〃	〃
臼杵	大分県	熊本局

エ		
江差	北海道	札幌局

オ（ヲ）		
王子	東京府	東京局
大磯	神奈川県	〃
小田原	〃	〃
熊谷	埼玉県	〃

オ（ヲ）		
大月	山梨県	東京局
大田原	栃木県	〃
太田	茨城県	〃
大津	滋賀県	大阪局
大野	福井県	〃
小濱	〃	〃
小樽北	海道	札幌局
帯廣	〃	〃
大河原	宮城県	仙臺局
大館	秋田県	〃
大曲	〃	〃

オ（ヲ）		
岡崎	愛知縣	名古屋局
大濱	愛知縣	〃
尾鷲	三重縣	〃
大垣	岐阜縣	〃
大町	長野縣	〃
小千谷	新潟縣	〃
尾道	廣島縣	廣島局
岡山	岡山縣	〃

カ		
神田橋	東京府	東京局
雷田	東京府	〃

〇カ行ノ部

オ（ヲ）		
大森	島根縣	廣島局
大洲	愛媛縣	〃
遠賀	福岡縣	熊本局
大川	〃	〃
大牟田	〃	〃
大分	大分縣	〃
大島	鹿兒島縣	〃
飫肥	宮崎縣	〃

カ		
龜戸	東京府	東京局
神奈川	神奈川縣	〃

カ		
川崎	神奈川縣	東京局
川越	埼玉縣	〃
柏崖	〃	〃
鰍澤	山梨縣	〃
鹿沼	栃木縣	〃
上京	京都府	大阪局
加古川	兵庫縣	〃
上郷	〃	〃
柏原	〃	〃
葛城	奈良縣	〃
金澤	石川縣	〃

カ		
上諏訪	長野縣	名古屋局
柏崎	新潟縣	〃
可部	廣島縣	廣島局
笠岡	岡山縣	〃
川本	島根縣	〃
唐津	佐賀縣	熊本局
鹿兒島	鹿兒島縣	〃
加治木	〃	〃
鹿ノ屋	〃	〃

キ		
京橋	東京府	東京局
木更津	千葉縣	〃

キ	桐生	群馬縣	東京局
	北	大阪府	大阪局
	岸和田	〃	〃
	木ノ本	三重縣	名古屋局
	岐阜	岐阜縣	〃
	木曾	長野縣	〃
ク	熊谷	埼玉縣	東京局
	倶知安	北海道	札幌局
	鍬ノ	〃	〃
	久慈	岩手縣	仙臺局
	桑名	三重縣	名古屋局

コ	郷上	岐阜縣	名古屋局
	呉	廣島縣	廣島局
	倉敷	岡山縣	〃
	久世	〃	〃
ク	倉吉	鳥取縣	〃
	熊本	熊本縣	熊本局
	久留米	福岡縣	〃
	國東	大分縣	〃
	國頭	沖繩縣	〃
コ	甲府	山梨縣	東京局
神戸	兵庫縣	大阪局	

コ	粉河	和歌山縣	大阪局
	御坊	〃	〃
	小松	石川縣	〃
	高知	高知縣	〃
	郡山	福島縣	仙臺局

○サ行ノ部

サ	幸橋	東京府	東京局
	佐原	千葉縣	〃
	境	茨城縣	〃
	堺	大阪府	大阪局
	札幌	北海道	札幌局

コ	五所川原	青森縣	仙臺局
	小牧	愛知縣	名古屋局
	小倉	福岡縣	熊本局
サ	盛	岩手縣	仙臺局
	酒田	山形縣	〃
	三條	新潟縣	名古屋局
	西條	愛媛縣	高松局
	西大寺	岡山縣	〃

西海島根縣	廣島局	
佐世保長崎縣	熊本局	
佐賀縣	佐賀縣	〃
品川	東京府	東京局
蒲谷	〃	〃
下館	茨城縣	〃
下京	京都府	大阪局
新宮	和歌山縣	〃
志津川	宮城縣	仙臺局
下閉伊	岩手縣	〃
白河	福島縣	〃

新庄	山形縣	仙臺局
靜岡	靜岡縣	名古屋局
下田	〃	〃
新發田	新潟縣	〃
庄原	廣島縣	廣島局
下關	山口縣	〃
島原	長崎縣	熊本局
水道橋	東京府	東京局
住吉	大阪府	大阪局
洲本	兵庫縣	〃
須崎	高知縣	〃

瀨戸	岡山縣	廣島局
川内	鹿兒島縣	熊本局
國都	京都府	大阪局
相馬	福島縣	仙臺局

高岡	富山縣	大阪局
高松	香川縣	〃
濱川	北海道	札幌局
田島	福島縣	仙臺局
平	福島縣	〃
福岡	山形縣	〃

高崎群馬縣	東京局	
館林	〃	〃
玉造	大阪府	大阪局
龍野	兵庫縣	〃
田邊	和歌山縣	〃
武生	福井縣	〃

○タ行ノ部

寿都	北海道	札幌局
須賀川	福島縣	仙臺局
仙臺	宮城縣	〃
岐阜縣	名古屋局	

ソ

セ

關		

ス

シ

サ

タ		
田口	愛知縣	名古屋局
多治見	岐阜縣	〃
高山	〃	〃
高田	新潟縣	〃
忠ノ海	廣島縣	廣島局
玉島	岡山縣	〃
高梁	〃	〃
大東	島根縣	〃
高濱	熊本縣	熊本局
竹田	大分縣	〃
武雄	佐賀縣	〃

チ		
種子島	鹿兒島縣	熊本局
高鍋	宮崎縣	〃
高千穗	〃	〃
秩父	埼玉縣	東京局
千葉	千葉縣	〃
銚子	千葉縣	〃
知覽	鹿兒島縣	熊本局
土浦	茨城縣	東京局
敎賀	福井縣	大阪局
築館	宮城縣	仙臺局
鶴岡	山形縣	〃

ツ		
津	愛知縣	名古屋局
津	三重縣	〃
津山	岡山縣	廣島局
田町	富山縣	大阪局
東金	千葉縣	東京局
栃木	栃木縣	〃
富田林	大阪府	大阪局
豐岡	兵庫縣	〃
富山	富山縣	〃

テ		
土ノ庄	香川縣	大阪局
德島	德島縣	〃
富岡	〃	〃
遠野	岩手縣	仙臺局
豐橋	愛知縣	名古屋局
十日町	新潟縣	〃
德山	山口縣	廣島局
鳥取	鳥取縣	〃

ト		
富山	富山縣	〃
豐岡	兵庫縣	〃
富田林	大阪府	大阪局
栃木	栃木縣	〃
東金	千葉縣	東京局

ナ		
中之條	群馬縣	東京局

ナ		
奈良	奈良縣	大阪局

ナ		
長濱	滋賀縣	大阪局
七尾	石川縣	〃
長尾	香川縣	〃
中村	高知縣	〃
名寄	北海道	札幌局
長井	山形縣	仙臺局
名古屋北	愛知縣	名古屋局
〃南	〃	〃
中津川	岐阜縣	〃
長野	長野縣	〃
中野	〃	〃

ナ		
長岡	新潟縣	名古屋局
直方	福岡縣	熊本局
中津	大分縣	〃
長崎	長崎縣	〃
那覇	沖繩縣	〃
日本橋	東京府	東京局
南山梨	〃	〃
西	大阪府	大阪局
西宮	兵庫縣	〃
二ノ戸	岩手縣	仙臺局
二本松	福島縣	〃

ニ		
新潟	新潟縣	名古屋局
新見	岡山縣	廣島局
新居	愛媛縣	〃
沼田	群馬縣	東京局
沼津	静岡縣	名古屋局

ヌ		
八王子	東京府	東京局
八幡	滋賀縣	大阪局
函館	北海道	札幌局
花巻	岩手縣	仙臺局
〇八行ノ部		
八戸	青森縣	仙臺局
半田	愛知縣	名古屋局
濱ノ松	静岡縣	〃
萩	山口縣	廣島局
林野	岡山縣	〃

ネ		
根室	北海道	札幌局
能代	秋田縣	仙臺局
野邊地	青森縣	〃
延岡	宮崎縣	〃

ノ		
沼津	静岡縣	名古屋局
新居	愛媛縣	〃
沼田	群馬縣	東京局
新見	岡山縣	廣島局
新潟	新潟縣	名古屋局

ハ		
八王子	東京府	東京局
八幡	滋賀縣	大阪局
函館	北海道	札幌局
花巻	岩手縣	仙臺局
坂下	福島縣	〃

ハ		
八戸	青森縣	仙臺局
半田	愛知縣	名古屋局
濱ノ松	静岡縣	〃
萩	山口縣	廣島局
林野	岡山縣	〃

イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	ヨ	タ	レ	ソ	ツ	ネ	ナ	ラ	ム	ウ	ノ	オ	ク	ヤ	マ	ケ	フ	コ	エ	テ	ア	サ	キ	ユ	メ	ミ	シ	ヱ	ヒ	モ	セ	ス
東京	横濱	橫須賀	千葉	佐倉	成田	銚子	水戸	土浦	宇都宮	日光	前橋	高崎	熊谷	川越	浦和	大宮	秩父	甲府	長野	松本	高田	新潟	長岡	金澤	富山	福井	岐阜	大垣	名古屋	津	四日市	京都	大阪	神戸	和歌山	奈良	姫路	岡山	廣島	松山	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	鹿兒島

東京	横濱	千葉	佐倉	成田	銚子	水戸	土浦	宇都宮	日光	前橋	高崎	熊谷	川越	浦和	大宮	秩父	甲府	長野	松本	高田	新潟	長岡	金澤	富山	福井	岐阜	大垣	名古屋	津	四日市	京都	大阪	神戸	和歌山	奈良	姫路	岡山	廣島	松山	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	鹿兒島
ハ	ロ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	ヨ	タ	レ	ソ	ツ	ネ	ナ	ラ	ム	ウ	ノ	オ	ク	ヤ	マ	ケ	フ	コ	エ	テ	ア	サ	キ	ユ	メ	ミ	シ	ヱ	ヒ	モ	セ	ス

マ	水口	滋賀縣 大阪局
	水澤	岩手縣 仙臺局
	見付	靜岡縣 名古屋局
	三次	廣島縣 廣島局
	三田尻	山口縣 〃
	宮地	熊本縣 熊本局
	三重大分	〃 〃
	宮崎	宮崎縣 〃
	都城	〃 〃
ヤ	○ヤ行ノ部	
註		兵庫縣 大阪局
ヤ	山形	山形縣 仙臺局

ミ	宮古	沖繩縣 熊本局
	向島	東京府 東京局
ム	椹[ムク]美[ミ]	德島縣 大阪局
	室蘭	北海道 札幌局
	村上	新潟縣 名古屋局
モ	茂原	千葉縣 東京局
	紋別	北海道 札幌局
	盛岡	岩手縣 仙臺局
	森	大分縣 熊本局

ヤ	安濃	新潟縣 名古屋局
	山口	山口縣 廣島局
	八幡濱	愛媛縣 〃
	山鹿	熊本縣 熊本局
	八代	〃 〃
	八女	福岡縣 〃
	八重山	沖繩縣 〃
ユ	湯淺	和歌山縣 大阪局
	行橋	福岡縣 熊本局
ヨ	四谷	東京府 東京局
	淀橋	〃 〃

ヨ	横濱	神奈川縣 東京局
	横須賀	〃 〃
	淀川	大阪府 大阪局
	吉野	奈良縣 〃
	横手	秋田縣 仙臺局
	米澤	山形縣 〃
	四日市	三重縣 名古屋局
	吉田	廣島縣 廣島局
	米子	鳥取縣 〃
	四日市町	大分縣 熊本局

ラ行ノ部				
リ	栗駒	栗原郡	実京局	
	雷ヶ岩	実京出張所	〃	
ル				
ワ行ノ部				
ワ	和田山	兵庫県	大阪局	
	和歌山	和歌山県	〃	
	輪島	石川県	〃	
ワ	若松	福島県	仙台局	
	稚内	北海道	札幌局	
	路別	北海道	札幌局	

税務署名称位置及管轄区域表

税務署名	位置	管轄区域
京都府	京都市上京区下立売通小川東入	上京区、北区
	京都市下京区七条通大宮東入	下京区、東山区
	京都市伏見区京町六丁目	伏見区、深草町、醍醐町、小栗栖町、向島町
	京都市右京区嵯峨天龍寺造路町	右京区、西京区
	京都市左京区下鴨泉川町	左京区、愛宕郡
	京都市中京区烏丸通御池上ル	中京区、南区
	京都市上京区今出川通堀川東入	上京区、北区
	京都市下京区七条通大宮東入	下京区、東山区
	京都市伏見区京町六丁目	伏見区、深草町、醍醐町、小栗栖町、向島町
	京都市右京区嵯峨天龍寺造路町	右京区、西京区
	京都市左京区下鴨泉川町	左京区、愛宕郡
	京都市中京区烏丸通御池上ル	中京区、南区

東京			
東京府		神奈川県	
東京			
淀橋	同	淀橋区柏木一丁目	淀橋区、中野区、杉並区
板橋	同	板橋区板橋町六丁目	豊島区、板橋区
王子	同	王子区王子町	王子区、滝野川区
荒川	同	荒川区尾久町六丁目	荒川区、足立区
向島	同	向島区寺島町一丁目	向島区、葛飾区
亀戸	同	城東区亀戸町五丁目	城東区、江戸川区
青梅		西多摩郡青梅町	西多摩郡
八王子		八王子市子安町	八王子市、南多摩郡、北多摩郡
横浜		横浜市中区野毛町三丁目	中区、磯子区、保土ヶ谷区
神奈川	同	神奈川区七島町	鶴見区、神奈川区
川崎		川崎市宮本町	川崎市、橘樹郡、都筑郡

東京			
神奈川県		埼玉県	千葉県
横須賀		横須賀市深田町	横須賀市、三浦郡
藤沢		高座郡藤沢町	高座郡、鎌倉郡
大磯		中郡大磯町	平塚市、中郡、愛甲郡、津久井郡
小田原		足柄下郡小田原町	足柄下郡、足柄上郡
浦和		浦和市仲町三丁目	浦和市、川口市、北足立郡
川越		川越市大字川越	川越市、入間郡、比企郡
秩父		秩父郡秩父町	秩父郡
熊谷		熊谷市大字熊谷	熊谷市、児玉郡、大里郡
忍		北埼玉郡忍町	北埼玉郡
粕壁		南埼玉郡粕壁町	南埼玉郡、北葛飾郡
千葉		千葉市長洲一丁目	千葉市、千葉郡、市原郡、印旛郡

東京		
千葉縣		山梨縣
松戸	東葛飾郡松戸町	市川市、船橋市、東葛飾郡
佐原	香取郡佐原町	香取郡
銚子	銚子市西芝一丁目	銚子市、海上郡、匝瑳郡
東金	山武郡東金町	山武郡
茂原	長生郡茂原町	長生郡、夷隅郡
木更津	君津郡木更津町	君津郡
北條	安房郡館山北條町	安房郡
甲府	甲府市櫻町	甲府市、東山梨郡、西山梨郡東八代郡、中巨摩郡
鰍澤	南巨摩郡鰍澤町	西八代郡、南巨摩郡
韮崎	北巨摩郡韮崎町	北巨摩郡
大月	北都留郡大月町	南都留郡、北都留郡

東京		
栃木縣		茨城縣
宇都宮	宇都宮市旭町一丁目	宇都宮市、河内郡
鹿沼	上都賀郡鹿沼町	上都賀郡
眞岡	芳賀郡眞岡町	芳賀郡
栃木	栃木市本町	栃木市、下都賀郡
大田原	那須郡大田原町	豐谷郡、那須郡
足利	足利市巴町	足利市、安蘇郡、足利郡
水戸	水戸市備邑町	水戸市、東茨城郡、西茨城郡
太田	久慈郡太田町	那珂郡、久慈郡
松原	多賀郡高萩町	多賀郡
麻生	行方郡麻生町	行方郡、鹿島郡
龍ヶ崎	稻敷郡龍ヶ崎町	稻敷郡、北相馬郡

大阪	東京													
大阪府	大阪府	群馬縣							茨城縣					
西	東	館林	桐生	沼田	中之條	高崎	前橋	境	下館	土浦				
同 西區江ノ子島東ノ町	大阪市東區內本町二丁目	邑樂郡館林町	桐生市永樂町二丁目	利根郡沼田町	吾妻郡中之條町	高崎市八島町	前橋市田中町	猿島郡境町	眞壁郡下館町	新治郡土浦町				
西區	東區	邑樂郡、新田郡	桐生市、山田郡	利根郡	吾妻郡	高崎市、碓氷郡、甘樂郡、北多野郡	前橋市、勢多郡、佐波郡	猿島郡	眞壁郡、結城郡	新治郡、筑波郡				

大阪														
大阪府														
布施	富田林	岸和田	堺	茨木	淀川	住吉	玉造	北	南	港				
布施市大字太平寺	南河內郡富田林町	岸和田市岸城町	堺市櫛屋町東二丁目	三島郡茨木町	同　東淀川區中津木通一丁目	同　住吉區北島西一丁目	同　東成區東小橋北之町二丁目	同　北區中ノ島四丁目	同　南區高津七番町	同　港區南境川町二丁目				
布施市、中河內郡、北河內郡	南河內郡	岸和田市、泉南郡	堺市、泉北郡	豐中市、三島郡、豐能郡	西淀川區、東淀川區	住吉區、西成區	東成區、旭區	北區、此花區	南區、天王寺區、浪速區	港區、大正區				

大阪			
京都府	兵庫縣		
上京	京都市左京區川端通丸太町下ル下堤町	上京區、左京區、中京區、愛宕郡、葛野郡	
下京	同　下京區間ノ町五條下ル大津町	東山區、下京區、右京區	
伏見	同　伏見區唐匠町	伏見區、乙訓郡、宇治郡、久世郡、綴喜郡、相樂郡	
園部	船井郡園部町	船井郡、南桑田郡、北桑田郡	
福知山	福知山市字同	福知山市、何鹿郡、天田郡	
宮津	與謝郡宮津町	舞鶴市、東舞鶴市、加佐郡、與謝郡	
峯山	中郡峯山町	中郡、竹野郡、熊野郡	
神戶	神戶市神戶區下山手通六丁目	灘區、葺合區、神戶區、湊東區	
兵庫	同　兵庫區西出町	湊區、兵庫區、林田區、須磨區、武庫郡山田村	
西宮	西宮市濱田町	西宮市、武庫郡（除山田村）	
伊丹	川邊郡伊丹町	尼崎市、川邊郡、有馬郡	

大阪			
兵庫縣			奈良縣
明石	明石市樓町二丁目	明石市、明石郡、美嚢郡	
社	加東郡社町	加東郡、多可郡、加西郡	
加古川	加古郡加古川町	加古郡、印南郡	
姫路	姫路市北條口	姫路市、飾磨郡、神崎郡	
龍野	揖保郡龍野町	揖保郡、宍粟郡	
上郡	赤穗郡上郡町	赤穗郡、佐用郡	
豐岡	城崎郡豐岡町	城崎郡、出石郡、美方郡	
和田山	朝來郡和田山町	養父郡、朝來郡	
柏原	氷上郡柏原町	氷上郡、多紀郡	
洲本	津名郡洲本町	津名郡、三原郡	
奈良	奈良市小西町	奈良市、添上郡、生駒郡、山邊郡	

大阪			
奈良縣	和歌山縣	滋賀縣	滋賀縣
葛城	北葛城郡高田町	磯城郡、宇陀郡、高市郡、北葛城郡、南葛城郡、宇智郡	
吉野	吉野郡上市町	吉野郡	
和歌山	和歌山市眞砂町	和歌山市、海南市、海草郡	
粉河	那賀郡粉河町	那賀郡、伊都郡	
湯淺	有田郡湯淺町	有田郡	
御坊	日高郡御坊町	日高郡	
田邊	西牟婁郡田邊町	西牟婁郡	
新宮	新宮市新宮	新宮市、東牟婁郡	
大津	大津市上平蔵町	大津市、滋賀郡、栗太郡、野洲郡	
水口	甲賀郡水口町	甲賀郡	
八幡	海生郡八幡町	海生郡、神崎郡	

大阪			
滋賀縣	滋賀縣	福井縣	石川縣
彦根	彦根市四番丁	彦根市、愛知郡、犬上郡	
長濱	坂田郡長濱町	坂田郡、東淺井郡、伊香郡	
今津	高島郡今津町	高島郡	
大野	大野郡大野町	大野郡	
武生	南條郡武生町	今立郡、丹生郡、南條郡	
敎賀	敎賀市津内	敎賀市、敎賀郡、三方郡	
小濱	遠敷郡小濱町	遠敷郡、大飯郡	
金澤	金澤市大手町	金澤市、石川郡、河北郡	
小松	能美郡小松町	江沼郡、能美郡	
七尾	鹿島郡七尾町	羽咋郡、鹿島郡	

大阪																	
石川県	富山県				香川県				徳島県		大阪						
輪島	富山	魚津	高岡	出町	丸亀	長尾	土庄	高松	徳島	富岡	鳳至郡輪島町	富山市殿町	下新川郡魚津町	高岡市御馬出町	東礪波郡出町	丸亀市御供所町	大川郡長尾町	小豆郡土庄町	高松市楠上町	徳島市大字徳島町	那賀郡富岡町
鳳至郡、珠洲郡	富山市、上新川郡、婦負郡	中新川郡、下新川郡	高岡市、射水郡、氷見郡	東礪波郡、西礪波郡	丸亀市、仲多度郡、綾歌郡、三豊郡	大川郡	小豆郡	高松市、香川郡、木田郡	徳島市、名東郡、勝浦郡、名西郡、阿波郡、麻植郡	那賀郡、海部郡							

札幌			大阪														
北海道			高知県						徳島県								
江差	函館	札幌	安芸	赤岡	須崎	中村	高知	池田	脇町	撫養	板野郡撫養町	美馬郡脇町	三好郡池田町	高岡郡須崎町	幡多郡中村町	高知市、土佐郡、吾川郡、長岡郡	三好郡	美馬郡	板野郡
檜山郡江差町	函館市新川町	札幌市大通西七丁目	安芸郡	香美郡赤岡町	高岡郡須崎町	幡多郡中村町	高知市金子橋	三好郡池田町	美馬郡脇町	板野郡撫養町							
檜山郡、爾志郡、久遠郡、奥尻郡、太櫓郡、瀬棚郡	函館市、亀田郡、上磯郡、茅部郡、山越郡、松前郡	札幌市、札幌郡、千歳郡、石狩郡、厚田郡	安芸郡	香美郡	高岡郡	幡多郡	高知市、土佐郡、吾川郡、長岡郡	三好郡	美馬郡	板野郡							

札幌							
北海道							
名寄	旭川	瀧川	岩見澤	俱知安	小樽	壽都	寿都
上川郡名寄町	旭川市五條通十一丁目	空知郡瀧川町	空知郡岩見澤町	虻田郡俱知安町	小樽市富岡町二丁目	寿都郡寿都町	寿都郡、島牧郡、歌棄郡、磯谷郡
上川郡（天鹿國） 中川郡（天鹿國）	旭川市、上川郡（石狩國）、空知郡上富良野村、中富良野村、富良野町、山部村、南富良野村、勇拂郡占冠村	空知郡瀧川町、砂川町、音江村、歌志内村、赤平村、蘆別村、江部乙村、雨龍郡、樺戸郡新十津川村、濱益郡	空知郡岩見澤町、幌向村、栗澤村、三笠山村、美唄町、北村、夕張郡、樺戸郡（除新十津川村）	虻田郡（除虻田村、洞爺村、豐浦村）、岩内郡、古宇郡	小樽市、小樽郡、高島郡、忍路郡、余市郡、古平郡、美國郡、積丹郡	寿都郡、島牧郡、歌棄郡、磯谷郡	

札幌							
道海							
帶廣	釧路	紋別	網走	浦河	室蘭	稚内	留萌
帶廣市西一條南一丁目	釧路市幣舞町	紋別郡紋別町	網走郡網走町	浦河郡浦河町	室蘭市幸町	宗谷郡稚内町	留萌郡留萌町
帶廣市、河西郡、河東郡、上川郡（十勝國）、中川郡（十勝國）、十勝郡、廣尾郡	釧路市、釧路郡、白糠郡、足寄郡、阿寒郡、川上郡、厚岸郡	紋別郡	網走郡、斜里郡、常呂郡	浦河郡、沙流郡、新冠郡、靜內郡、三石郡、様似郡、幌泉郡	室蘭市、有珠郡、虻田郡虻田村、洞爺村、豐浦村、幌別郡勇拂郡（除占冠村）、白老郡	宗谷郡、枝幸郡、利尻郡、禮文郡	增毛郡、留萌郡、苫前郡、天豐郡

札幌	仙臺									
北海道	岩手縣	宮城縣								
根室	仙臺	古川	築館	志津川	石卷	大河原	盛岡	花卷	水澤	
根室郡根室町	仙臺市北一番丁	志田郡古川町	栗原郡築館町	本吉郡志津川町	石卷市新田町	柴田郡大河原町	盛岡市上田	稗貫郡花卷町	膽澤郡水澤町	
根室郡、花咲郡、野付郡、標津郡、目梨郡、國後郡、色丹郡、得撫郡、新知郡、占守郡、紗那郡、擇捉郡、蘂取郡	仙臺市、宮城郡、名取郡、黑川郡、宮城郡、名取郡、黑	加美郡、志田郡、玉造郡、遠田郡	栗原郡、登米郡	本吉郡	石卷市、桃生郡、牡鹿郡	柴田郡、刈田郡、伊具郡	盛岡市、岩手郡、紫波郡	稗貫郡、和賀郡	膽澤郡、江刺郡	

仙臺										
岩手縣	福島縣									
一關	盛	遠野	下閉伊	久慈	二戶	福島	二本松	郡山	須賀川	田島
西磐井郡一關町	氣仙郡盛町	上閉伊郡遠野町	下閉伊郡宮古町	九戶郡久慈町	二戶郡福岡町	福島市宮町	安達郡二本松町	郡山市壞場	岩瀨郡須賀川町	南會津郡田島町
西磐井郡、東磐井郡	氣仙郡	釜石市、上閉伊郡	下閉伊郡	九戶郡	二戶郡	福島市、信夫郡、伊達郡	安達郡	郡山市、安積郡、田村郡	岩瀨郡、石川郡	南會津郡

仙臺			
福島縣			
若松	若松市甲賀町	若松市、北會津郡、耶麻郡	
坂下	河沼郡坂下町	河沼郡、大沼郡	
白河	西白河郡白河町	東白河郡、西白河郡	
平	平市中町	平市、石城郡	
相馬	相馬郡中村町	雙葉郡、相馬郡	
秋田縣			
秋田	秋田市龜ノ丁堀端町	秋田市、南秋田郡、河邊郡	
大館	北秋田郡大館町	北秋田郡、鹿角郡	
能代	山本郡能代港町	山本郡	
本莊	由利郡本莊町	由利郡	
大曲	仙北郡大曲町	仙北郡	
橫手	平鹿郡橫手町	平鹿郡、雄勝郡	

仙臺			
青森縣			
青森	青森市浦町	青森市、東津輕郡	
鰺ヶ澤	西津輕郡鰺ヶ澤町	西津輕郡	
弘前	弘前市相良町	弘前市、中津輕郡、南津輕郡	
五所川原	北津輕郡五所川原町	北津輕郡	
野邊地	上北郡野邊地町	上北郡、下北郡	
八戸	八戸市堀端町	八戸市、三戸郡	
山形縣			
山形	山形市旅籠町	山形市、南村山郡、東村山郡西村山郡	
楯岡	北村山郡楯岡町	北村山郡	
新庄	最上郡新庄町	最上郡	
酒田	酒田市本町	酒田市、飽海郡	
鶴岡	鶴岡市家中新町	鶴岡市、東田川郡、西田川郡	

名古屋		仙臺	
愛知縣		山形縣	
名古屋北	名古屋東區葵町	長井	西置賜郡長井町
名古屋南	名古屋市中區古澤町七丁目	米澤	米澤市門東町下ノ町
小牧	東春日井郡小牧町		
一宮	一宮市晉羽通一丁目		
津島	海部郡津島町		
半田	半田市字堀崎		
大濱	碧海郡大濱町		
岡崎	岡崎市康生町		
田口	北設樂郡田口町		

名古屋		仙臺	
愛知縣		山形縣	
名古屋北	名古屋東區葵町	長井	西置賜郡
名古屋南	名古屋市中區古澤町七丁目	米澤	米澤市、東置賜郡、南置賜郡
小牧	東春日井郡小牧町		
一宮	一宮市、葉栗郡、中島郡		
津島	海部郡		
半田	半田市、知多郡		
大濱	碧海郡、幡豆郡		
岡崎	岡崎市、額田郡、西加茂郡、東加茂郡		
田口	北設樂郡		

| 名古屋 | | |

名古屋			
三重縣			
宇治山田	宇治山田市大字岩淵町	宇治山田市、度會郡、志摩郡	
上野	阿山郡上野町	阿山郡、名賀郡	
尾鷲	北牟婁郡尾鷲町	北牟婁郡	
木本	南牟婁郡木本町	南牟婁郡	
岐阜縣			
岐阜	岐阜市殿町	岐阜市、稻葉郡、羽島郡、本巢郡、山縣郡	
大垣	大垣市郭町	大垣市、海津郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡	
關	武儀郡關町	武儀郡、加茂郡	
八幡	郡上郡八幡町	郡上郡	
多治見	土岐郡多治見町	可兒郡、土岐郡	
中津川	惠那郡中津町	惠那郡	
高山	高山市大字花里	高山市、益田郡、大野郡、吉城郡	

名古屋			
長野縣			
長野	長野市大字南長野	長野市、上水內郡、更級郡	
岩村田	北佐久郡岩村田町	南佐久郡、北佐久郡	
上田	上田市大字常入	上田市、小縣郡、埴科郡	
上諏訪	諏訪郡上諏訪町	岡谷市、諏訪郡	
伊那	上伊那郡伊那町	上伊那郡	
飯田	飯田市大字飯田	飯田市、下伊那郡	
木曾	西筑摩郡福島町	西筑摩郡	
松本	松本市大字北深志	松本市、東筑摩郡、南安曇郡	
大町	北安曇郡大町	北安曇郡	
中野	下高井郡中野町	上高井郡、下高井郡、下水內郡	
新潟縣			
新潟	新潟市會所通	新潟市、中瀦原郡、東瀦原郡	

名古屋	新潟縣	新發田	北蒲原郡新發田町	北蒲原郡
		巻	西蒲原郡巻町	西蒲原郡
		三條	三條市大字三條	三條市、南蒲原郡
		長岡	長岡市東千手町	長岡市、古志郡、三島郡
		小千谷	北魚沼郡小千谷町	北魚沼郡、南魚沼郡
		十日町	中魚沼郡十日町	中魚沼郡
		柏崎	刈羽郡柏崎町	刈羽郡
		高田	高田市西城町三丁目	高田市、東頸城郡中頸城郡
		安塚	東頸城郡安塚村	東頸城郡（除牧村）
		糸魚川	西頸城郡糸魚川町	西頸城郡
		村上	岩船郡村上本町	岩船郡

名古屋	新潟縣	相川	佐渡郡相川町	佐渡郡
廣島	廣島縣	廣島	廣島市八丁堀	廣島市、佐伯郡
		吳	吳市東二河通三丁目	吳市、安藝郡
		可部	安佐郡中原村	安佐郡、山縣郡
		吉田	高田郡吉田町	高田郡
		西條	賀茂郡西條町	賀茂郡
		忠海	豐田郡忠海町	豐田郡
		尾道	尾道市東御所町	尾道市、三原市、御調郡、世羅郡
		福山	福山市西町	福山市、沼隈郡、深安郡
		府中	蘆品郡府中町	蘆品郡、神石郡、甲奴郡
		三次	雙三郡三次町	雙三郡

廣島縣	廣島	呉	山口縣	岩國	玖珂郡岩國町	大島郡、玖珂郡
					山口市今道	山口市、吉敷郡
					比婆郡庄原町	比婆郡
			德山	德山市本丁	德山市、熊毛郡、都濃郡
			三田尻	防府市堀口通	防府市、佐波郡
			厚狹	厚狹郡厚狹町	宇部市、厚狹郡、美禰郡
			下關	下關市卿之町	下關市、豐浦郡
			萩	萩市東田町	萩市、大津郡、阿武郡
	岡山縣	岡山	岡山市東中山下	岡山市、御津郡
		瀨戸	赤磐郡瀨戸町	赤磐郡、和氣郡
		西大寺	上道郡西大寺町	邑久郡、上道郡

廣島	鳥取縣	倉吉	東伯郡倉吉町	東伯郡
		鳥取	鳥取市東町、	鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡
	岡山縣	林野	英田郡林野町	勝田郡、英田郡
		津山	津山市田町	津山市、苫田郡、久米郡
		久世	眞庭郡久世町	眞庭郡
		新見	阿哲郡新見町	阿哲郡
		高梁	上房郡高梁町	上房郡、川上郡
		笠岡	小田郡笠岡町	小田郡、後月郡
		玉島	淺口郡玉島町	淺口郡
		倉敷	倉敷市旭町	倉敷市、都窪郡、吉備郡
		味野	兒島郡味野町	兒島郡

鳥取県	島根県	税務署名	帰位置	管轄区域
鳥取県	島根県	米子	米子市加茂町	米子市、西伯郡、日野郡
		松江	松江市内中原町	松江市、八束郡、能義郡
		大東	大原郡大東町	仁多郡、大原郡、飯石郡
		今市	能川郡大津村	簸川郡
		大森	邇摩郡大森町	安濃郡、邇摩郡
		川本	邑智郡川本町	邑智郡
		濱田	那賀郡濱田町	那賀郡
		益田	美濃郡益田町	美濃郡、鹿足郡
		西郷	周吉郡西郷町	周吉郡、穏地郡、海士郡、知夫郡
	島根県	松山	松山市萱町三丁目	松山市、温泉郡、上浮穴郡、伊予郡
		今治	今治市今治村	今治市、越智郡

鳥取県	島根県	税務署名	帰位置	管轄区域
鳥取県	島根県	新居	新居郡西條町	新居濱市、宇摩郡、周桑郡、新居郡
		大洲	喜多郡大洲町	喜多郡
		八幡濱	八幡濱市大字下松影	八幡濱市、西宇和郡
		卯之町	東宇和郡宇和町	東宇和郡
		宇和島	宇和島市堀端通	宇和島市、北宇和郡、南宇和郡
熊本県	熊本県	熊本	熊本市練兵町	熊本市、飽託郡、宇土郡、上益城郡、下益城郡
		高瀬	玉名郡高瀬町	玉名郡
		山鹿	鹿本郡山鹿町	鹿本郡、菊池郡
		宮地	阿蘇郡宮地町	阿蘇郡
		八代	八代郡八代町	八代郡、葦北郡
		人吉	球磨郡人吉町	球磨郡

熊本縣		
熊本縣	天草	天草郡本渡町
福岡	福岡	福岡市洲崎土手町
遠賀	遠賀	遠賀郡折尾町
直方	直方	直方市字下老良
飯塚	飯塚	飯塚市大字飯塚
久留米	久留米	久留米市京町
大川	三潴郡大川町	三潴郡
八女	八女郡福島町	八女郡
大牟田	大牟田市浮殿町	大牟田市、山門郡、三池郡
小倉	小倉市紺屋町	小倉市、門司市、企救郡
行橋	京都郡行橋町	京都郡、築上郡

福岡縣		
福岡	福岡	福岡市、築紫郡、早良郡、糟屋郡、宗像郡、糸島郡
若松	若松	若松市、八幡市、戸畑市、遠賀郡
飯塚	飯塚	飯塚市、嘉穗郡
直方	直方	直方市、鞍手郡、田川郡
久留米	久留米	久留米市、朝倉郡、三井郡、浮羽郡
大川	三潴郡大川町	三潴郡
八女	八女郡福島町	八女郡
大牟田	大牟田市浮殿町	大牟田市、山門郡、三池郡
小倉	小倉市紺屋町	小倉市、門司市、企救郡
行橋	京都郡行橋町	京都郡、築上郡

大分縣		
大分	大分	大分市荷揚町
東國東	東國東	東國東郡國東町
日出	日出	速見郡日出町
臼杵	臼杵	北海部郡臼杵町
三重	三重	大野郡三重町
竹田	竹田	直入郡竹田町
日田	日田	日田郡日田町
森	森	玖珠郡森町
中津	中津	中津市殿町
四日市	四日市	宇佐郡四日市町
長崎縣		
長崎	長崎	長崎市本大工町

大分縣		
大分	大分	大分市、大分郡
東國東	東國東	東國東郡
日出	別府	別府市、速見郡
臼杵	臼杵	北海部郡、南海部郡
三重	三重	大野郡
竹田	直入	直入郡
日田	日田	日田郡
森	玖珠	玖珠郡
中津	中津	中津市、下毛郡
四日市	宇佐	西國東郡、宇佐郡
長崎縣		
長崎	長崎	長崎市、西彼杵郡、北高來郡

熊本			
長崎縣		佐賀縣	鹿兒島縣
佐世保	平戶	佐賀	知覽
島原	北松浦郡平戶町	唐津	鹿兒島
諫江	南松浦郡諫江町	式生水	式生水
嚴原	下縣郡嚴原町	式生水	川邊郡知覽町
式生水	壹岐郡武生水町		
諫江			
平戶			
島原	南高來郡島原町		
佐世保	佐世保市木場田町		

佐世保市、東彼杵郡	
南高來郡	
北松浦郡	
南松浦郡	
壹岐郡	
上縣郡、下縣郡	
佐賀市、佐賀郡、神崎郡、三養基郡、小城郡	
唐津市、東松浦郡	
杵島郡、藤津郡、西松浦郡	
鹿兒島市、鹿兒島郡、日置郡	
揖宿郡、川邊郡	

熊本			
宮崎縣		鹿兒島縣	
延岡	宮崎	川內	
高鍋	大島	加治木	
都城	種子島	岩川	
飫肥	鹿屋	鹿屋	
宮崎	加治木	種子島	
大島	岩川	大島	
種子島	川內		
鹿屋			
川內			

薩摩郡、川內町	
伊佐郡、姶良郡	
鹽喰郡、岩川町	
肝屬郡、鹿屋町	
熊毛郡	
大島郡	
宮崎市、宮崎郡、東諸縣郡	
南那珂郡	
都城市、北諸縣郡、西諸縣郡	
兒湯郡	
延岡市、東臼杵郡	

税務署名称位置及管轄区域表（徴収課）

本庁				
鹿児島県	沖縄	那覇	那覇市通堂町	島尻郡、中頭郡、国頭郡、那覇市、首里市
		国頭	国頭郡名護町	国頭郡
		宮古	宮古郡平良町	宮古郡
		八重山	八重山郡石垣町	八重山郡
	宮崎県	高千穂	西臼杵郡高千穂町	西臼杵郡

直税課

分掌事務

一、四三二一　直税ノ賦課及減免ニ関スル事項

直税ノ賦課ニ関スル事項

登録税ニ関スル事項

民有地種目変換ニ関スル事項

地租ニ関スル事項

検査ニ関スル事項

大藏省主稅局分掌事務一覽

主稅局

分掌事務

一　國稅ノ賦課徵收ニ關スル事項
二　稅務ノ管理監督ニ關スル事項
三　民有地地種目變換ニ關スル事項
四　土地臺帳ニ關スル事項
五　大藏省所管稅外諸收入ニ關スル事項
六　北海道地方費府縣市町村其ノ他公共組合ノ諸收入ニ關スル事項
七　關稅噸稅ノ賦課徵收及稅關諸收入ニ關スル事項
八　關稅行政ノ管理監督ニ關スル事項
九　外國貿易ノ船舶及輸出入品ノ監督ニ關スル事項
十　保稅倉庫、保稅工場及稅關倉庫ノ管理監督ニ關スル事項
十一　外國貿易ノ狀況及關稅率ノ調査ニ關スル事項

國稅課

分掌事務

一　國稅ノ賦課及減免ニ關スルコト
二　國稅事務ノ管理監督ニ關スルコト
三　民有地地種目變換ニ關スルコト
四　土地臺帳ニ關スルコト
五　收入印紙ノ取締ニ關スルコト
六　北海道地方費府縣市町村其ノ他公共組合ノ諸收入ニ關スルコト
七　國稅賦課物件ノ分析鑑定ニ關スルコト
八　國稅ニ關スル技術ノ管理監督ニ關スルコト
九　土地賃貸價格ノ調査ニ關スルコト
十　無屆異動地ノ整理ニ關スルコト
十一　前二號事務ノ管理監督ニ關スルコト

關稅課

分掌事務

一　關稅及噸稅ノ賦課及減免ニ關スルコト
二　關稅及噸稅事務ノ管理監督ニ關スルコト
三　外國貿易ノ船舶及輸出入品ノ監督ニ關スルコト
四　保稅倉庫、保稅工場其他ノ保稅地域ノ管理監督ニ關スルコト
五　外國貿易狀況調査ニ關スルコト
六　輸出交付金及戻稅ニ關スルコト
七　運送通路ニ關スルコト
八　輸出入品ノ調査鑑定ニ關スルコト
九　輸出入品ノ見本ニ關スルコト
十　關稅率ノ調査ニ關スルコト
十一　關稅統計ニ關スルコト

經理課

分掌事務

一　租稅其ノ他諸收入ノ豫算決算ノ調査ニ關スルコト
二　租稅ノ徵收ニ關スルコト
三　大藏省所管稅外諸收入ニ關スルコト
四　貸付金ニ關スルコト
五　內國稅徵收費及稅關經費ノ概算及配賦ニ關スルコト
六　收入印紙ノ形式ニ關スルコト
七　稅務統計ニ關スルコト
八　主稅局主管ニシテ他課ニ屬セサル事務ニ關スルコト

企畫課

分掌事務

一　國稅制度ノ調査ニ關スルコト
二　關稅制度ノ調査ニ關スルコト
三　地方稅制度ノ調査ニ關スルコト
四　稅務機構ノ調査ニ關スルコト
五　特殊課稅物件ノ調査監督ニ關スルコト

本籍		
沖縄縣	那覇	那覇市通堂町
	國頭	國頭郡名護町
	宮古	宮古郡平良町
	八重山	八重山郡石垣町

那覇市、首里市、島尻郡、中頭郡　那覇市通堂町
國頭郡　國頭郡名護町
宮古郡　宮古郡平良町
八重山郡　八重山郡石垣町

ト

公共組合ノ諸收入ニ

ルコト

關スルコト

ト

コト

ルコト

スルコト

皆ニ關スルコト

地域ノ管理監督ニ關

ト

調査ニ關スルコト

コト

及配賦ニ關スルコト

ル事務ニ關スルコト

ト

スルコト

税務監督局及税務署分掌事務一覧

税務監督局

管掌事務
一　内國税事務ノ監督ニ關スル事項

税務監督局ハ左ノ七箇所トス
東京、大阪、札幌、仙臺、名古屋、廣島、熊本

總務部

分掌事務
一　人事及機密ニ關スルコト
二　税務署ノ一般監督ニ關スルコト
三　官報報告ニ關スルコト
四　他部ニ屬スル事務中重要ナル局務ニ關スルコト

直税部

分掌事務
一　直税ノ監督ニ關スルコト
二　直税ノ賦課及減免ニ關スルコト
三　民有地地種目變換ニ關スルコト
四　土地臺帳及地圖ニ關スルコト
五　直税ニ係ル訴願ノ裁決ニ關スルコト

間税部

分掌事務
一　間税ノ檢査監督ニ關スルコト
二　間税ノ賦課及減免ニ關スルコト
三　間接國税犯則者處分ニ關スルコト
四　間税ニ係ル訴願ノ裁決ニ關スルコト

經理部

分掌事務
一　徴收及會計、庶務ノ監督ニ關スルコト
二　内國税徴收及税外收入ニ關スルコト
三　滯納處分ニ係ル訴願ノ裁決ニ關スルコト
四　雜種財産ノ管理及處分ニ關スルコト
五　國有財産整理資金特別會計ノ收入ニ關スルコト
六　歳入概算及決算ニ關スルコト
七　沸戻及誤納下戻ニ關スルコト
八　會計ニ關スルコト
九　營繕ニ關スルコト
十　文書ニ關スルコト
十一　統計及報告ニ關スルコト
十二　局中取締ニ關スルコト
十三　他部ニ屬セサルコト

鑑定部

分掌事務
一　分析ニ關スルコト
二　鑑定ニ關スルコト

税務署

管掌事務
一　内國税

税務署數
執行ス

昭和十四年十月二十一日　印刷
昭和十四年十月二十七日　發行

税法令集　訓覇
正價金六拾錢

著作權所有

不許複製

編輯者　税法令集刊行會
發行者　森山譲二　東京市神田區小川町一丁目三番地
印刷者　小島順三郎　東京市神田區小川町二ノ一二
印刷所　株式會社秀英社

發兌　森山書店　東京市神田區小川町通小川町ビル　電話神田(25)三〇八〇番　振替口座東京三二九一九番

署

管掌事務
一 内國稅ニ關スル事務ヲ執行ス

稅務署數 三六〇

直稅課

分掌事務
一 直稅ノ賦課及減免ニ關スルコト
二 直稅ノ檢査ニ關スルコト
三 民有地地種目變換ニ關スルコト
四 登錄稅ニ關スルコト
五 土地臺帳及地圖ニ關スルコト
六 直稅ニ係ル訴願及訴訟ニ關スルコト

間稅課

分掌事務
一 間稅ノ賦課及減免ニ關スルコト
二 間稅ノ監視、檢査、檢定及査定ニ關スルコト
三 間接國稅犯則者處分ニ關スルコト
四 間稅ニ係ル訴願及訴訟ニ關スルコト

庶務課

分掌事務
一 内國稅ノ徵收及稅外收入ニ關スルコト
二 滯納處分ニ係ル訴願及訴訟ニ關スルコト
三 雜種財產ニ關スルコト
四 拂戻及誤納下戻ニ關スルコト
五 經費ニ關スルコト
六 物品ノ出納及保管ニ關スルコト
七 印紙類出納保管及賣下ニ關スルコト
八 督繕ニ關スルコト
九 文書ニ關スルコト
十 官報報告ニ關スルコト
十一 統計及報告ニ關スルコト
十二 署中取締ニ關スルコト
十三 機密ニ關スルコト
十四 他課ニ屬セサルコト

分析鑑定ニ關スル事務ヲ分掌セシムル爲メ鑑定課ヲ置クコトヲ得

昭和十四年十月二十一日　印刷
昭和十四年十月二十七日　發行

著作權所有

不許複製

税法令集別輯

正價金六拾錢

編者　税法令集刊行會

發行者　森山讓二
東京市神田區小川町一丁目三番地

印刷者　小島順三郎
東京市神田區小川町二ノ一二

印刷所　株式會社秀英社

發兌

東京市神田區小川町通小川町ビル
電話神田(25)三〇八〇番
振替口座東京三二九一九番

森山書店

大賣捌所

東京　東京　堂
大阪　大阪實文館
名古屋　川瀬書店
九州　金文堂
東京　栗田書店
大坪惇信堂

經理部
六　歲入概算及決算ニ關スルコト
七　沸戻及誤納下戻ニ關スルコト
八　會計ニ關スルコト
九　營繕ニ關スルコト
十　文書ニ關スルコト
十一　統計及報告ニ關スルコト
十二　局中取締ニ關スルコト
十三　他部ニ屬セサルコト

鑑定部
分掌事務
一　分析ニ關スルコト
二　鑑定ニ關スルコト

394
188

Y .60